

個人における為替差損益の認識とその計上時期について

上 田 正 勝

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

個人課税において一般にイメージされる「為替差損益」とは、外国通貨の売買等に伴って発生する損益であり、個人において為替差損益が生じたと認められる場合には、その時点で課税関係が生じることとなる。

しかし、外国通貨の売買そのもの以外にも、外貨の使用や外貨建金銭債権債務を増減させる取引に際しても為替差損益が生じるはずであり、それらも考慮した上で、「為替差損益が生じたと認められる場合」とはどのような場合なのか、さらには、その際の為替差損益の収入計上方法について、十分な整理がなされているとは必ずしも言い切れないところがある。

特に、邦貨を介在させることなくある外国通貨を異なる外国通貨へと交換する取引から課税されるべき為替差損益が生じるのかという点については、この為替差損益の実現時期が争点となっている訴訟（東京地判令和 4 年 8 月 31 日税資第 272 号（順号 13749）、以下、「令和 4 年東京地裁判決」とする。）も行われているところである。

さらに、外国通貨の売買が複数回行われた場合の取得費の計算方法については、総平均法に準ずる方法で計算することが地裁判決において認められているところであるが、法令で定められているわけではないことから、これが合理的な方法の一つであることは間違いのないとしても、唯一の計算方法であると断定していいのかという点も疑問無しとしない。

また、所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項が規定する「外貨建取引に該当しないもの」の範囲についても、必ずしも明確とは言い切れない部分がある。

以上のことから、為替取引に係る課税上の整理を行うこととする。

2 研究の概要

（1）為替差損益の概要

イ 所得税法における為替差損益

所得税法は「為替差損益」についての定義規定を持っておらず、いかに課税すべきか、ということを経直接規定しているわけではなく、同法 57 条の 3 及び同法施行令 167 条の 6 によって、外貨建取引とその換算についてのみ規定している。

この規定は、法人税法第 61 条の 8 とほぼ同様のものとして、平成 18 年度改正において創設された。これらは企業会計における外貨建取引の取引時の会計処理の方法に倣ったものとなっている。

その結果、外貨建金銭債権債務の決済によって生じた差額（為替決済差損益）を当期の為替差損益として処理するという企業会計の取扱いと同様に、この差額が課税対象となる。

また、外貨の売買（両替）によっても、外貨購入時の為替レートによって換算された邦貨額（邦貨から外貨への両替の場合、支出した邦貨額）と、当該外貨を両替して得た邦貨額に差額が生じることから、これも課税対象となる。

これらが所得税実務において為替差損益と呼ばれることとなる。

そして、個人課税における為替差損益として一般にイメージされるものは、この外貨両替の往復（邦貨→外貨→邦貨）によって生じるものである。

これに関して、ある外貨 A を他の外貨 B と交換（両替）した場合、その時点では外貨建取引が生じておらず、所得としての実現がないのではないかという訴訟（令和 4 年東京地裁判決）が行われているところである。

ロ 企業会計における考え方

企業会計における外貨建取引は、外貨建取引等会計処理基準注解に定められており、外貨建取引の発生時には「原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する」とされている。

さらに、外貨建の資産負債に関して、決算時の処理についても規定されている。

その結果、決算時点における換算替えによって「為替換算差損益」が、金銭債権債務の決済に伴って「為替決済差損益」が生じることとなり、これらは合わせて「為替差損益」と呼ばれている。

ハ 法人税法

法人課税においては、為替相場が変動相場制に移行したことに対応して、会計基準等の規定を参考にしつつ、適宜、法人税法施行令や通達等で外国為替換算関係についての取扱いを示してきたところであるが、平成 12 年度の法人税法改正において抜本的な改正が行われ、法人税法第 61 条の 8 (外貨建取引の換算)、第 61 条の 9 (外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等)及び第 61 条の 10(為替予約差額の配分)という規定が整備された。

ニ 企業会計及び法人税法における取り扱いとの比較

以上のように、企業会計及び法人税法は、外貨建取引の換算と同時に外貨建資産等の期末換算に伴う為替換算差損益についての規定を有しているところ、所得税法は、外貨建取引の換算規定については、法人税法と同様の規定を導入したものの、期末換算に関する規定は導入していない。

その結果、所得税法においては、為替差損益のうち、期末換算による為替換算差損益は生じないこととなり、外国通貨の売買に伴って発生する損益に加えて、為替決済差損益が為替差損益として所得を構成することとなる。

他方、外貨建取引の換算に関しては、企業会計における取扱いとそれに配慮した法人税法の規定と同様の規定を導入していることからすると、所得税法の規定の解釈に幅が生じるような場合に、企業会計や法人税法の考え方を参照すべき場面は多いものと考えられる。

ただし、所得税法は会計処理の基準に従って計算することを求める規定を持つわけではないため、所得税法の規定の解釈に特に幅が生じないような場合に、その解釈による処理が、企業会計や法人税法の考え方に

よる処理と異なることとなっても、それは、所得税法の規定から解釈された処理に従うことになる。

(2) 所得の実現

所得税法における所得の実現を検討するには、所得税法における所得とは何かを検討し、その上で、その実現について検討する必要がある。

イ 所得税法における所得の意義

まず、「真の意味における所得 (real income) は、財貨の利用によって得られる効用と人的役務から得られる満足を意味するが、これらの効用や満足を測定し定量化することは困難であるから、所得税の対象としての所得を問題にする場合には、これらの効用や満足を可能にする金銭的価値で表現」することになる。

こうして、金銭的価値で表現される所得について、「各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得と観念する考え方である」取得型 (発生型) 所得概念が、実際に「各国の租税制度において一般的に採用」されている。

さらに、「取得型所得概念のもとにおいて、所得の範囲をどのように構成するかについては」、今日では、「包括的所得概念が一般的な支持を受けて」おり、「わが国においても (中略) 包括的に構成されている」ということを前提としている。

この包括的所得概念は「人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成する」という考え方であり、「純資産増加説とも呼ばれ」ている。

そして、このように、所得額が「純」資産額の増減を内容としているということが、所得が発生するか否かの解釈に際して、実定法に直接の規定が無い事柄について判断する根拠となる場合が生じる。

その典型的な例が借入金であり、借入れによって現金を取得しても所得は生じないと常識的に考えられているところ、所得税法には「『借入金は収入金額に含まれない』という規定」は置かれておらず、「純資産額と

は総資産額から総負債額を控除したものだ」と考えるのが自然」であり、「1 億円借りると総資産額はたしかに 1 億円分増えますが、その分負債の額も 1 億円増えるため、借入れによって純資産額は増えず、したがって、所得額が増えることはない」という「法が包括的所得概念を採用している、ということを手がかりにして、その論拠を所得税法の規定の外から持ち込む」ことによって「『借入れからは所得は発生しない』という常識的な結論を論証」することができるのである。

これらをまとめると、現在のわが国の所得税法は、①所得を効用や満足を可能にする金銭的価値（金額）で表現し、②各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値を所得とし、③純資産増加説に基づく包括的所得概念を採用したものであるということが分かる。

ロ 未実現の利得と所得の実現

純資産増加説に基づいて包括的に構成されている所得であるが、例外も存在しており、そのうちの一つとして、未実現の利得が、「原則として課税の対象から除外されている」ことをあげることができる。

これは、「資産の価額が上がっただけで資産の形に何らの変化もない場合」つまり「保有する財産（まだ売却していない財産）の値上がり益」に対する課税について、「もともと所得だという性質を有しているものを、所得税法を作る上での立法政策上の選択として課税の対象から外している」ものである。

このことは、所得税法 36 条 1 項が「各種所得の計算の出発点を『収入』と」すると規定することによって、「所得を収入という形態でとらえ」ていることによって示されている。

具体的には、「保有する資産の価格変動については、それが譲渡される時を待って課税の対象とする」こととしている。

これが実現主義と呼ばれるのであるが、租税法における実現については、①「ある資産について、その権利を保有する者が替わること」と捉える考え方と、②「発生している所得が別のもの（または具体的な何か）」

に形を変えて所得の大きさを計れるようになること」と捉える考え方がある。

これらはほとんど同じ結論に至るのであるが、①は出て行ったものに焦点を当てるものとなっており、所得とは「保有や生産による価値の増加として発生しており、入ってくる対価（収入）は、その反映」であることを重視していると考えられる。他方、②は別のものを受け取ることによる収入金額の測定にも焦点を当てており、所得税法 36 条の規定に忠実であることを重視していると考えられる。

どちらにせよ、実際に課税が行われることとなる所得の実現時期についての結論は同様のものとなるが、②の方が条文の文理に忠実であることに加え、一時所得や雑所得のような「保有や生産による価値の増加」が起こらない場合もあり得る所得区分の所得の実現についても、よりの確に説明できると考えることから、本稿においては、主に②の考え方によることとする。

ハ 所得税法 36 条

所得税法において、「所得」そのものを定義する規定は存在しないところ、前述の考え方によれば、所得の実現時期についての法令上の手掛かりは、所得税法 36 条にあると思われる。

しかし、所得税法の構成としては、同法 23 条から同法 35 条の規定が先にあり、それらによって各所得区分に属する所得が生じるかが判断され、それぞれの所得区分に属する所得の金額を計算するために同法 36 条が規定されていることとなっている。

ただし、同法 34 条（一時所得）及び同法 35 条（雑所得）は、利子所得から譲渡所得までの 8 種類の所得以外の所得を、非継続要件と非対価要件の充足によって分け合う構造となっており、「所得」そのものについての積極的な意義と規定がないことから、最終的なバスケットカテゴリーとしては、同法 36 条の要件を満たすことによって収入金額が生じることで所得が実現すると言わざるを得ない。

また、どの所得区分に該当するかを判定した場合でも、同条の要件を満たさないのであれば収入金額が生じず、所得計算が始まらないことから考えると、むしろ、先に同条の要件を満たすことによって収入金額が生じることとなるのかを判定し、その後、純資産増加説に基づく所得税法の趣旨から考えて収入金額とする必要がないものではないのか、そして、各条文の規定によってどの所得区分に属するべきか、その所得区分の規定から課税時期を変更する必要があるか、さらには非課税となるべきかなどを判定すると解する方が、最終的に同じ結論に至るとしても、よりシンプルな解釈になると思われる。

そこで、所得の実現について、同条の文理を検討すると、『収入すべき金額』とは、実現した収益、すなわちまだ収入がなくても『収入すべき権利の確定した金額』のことであり、したがってこの規定は広義の発生主義のうちいわゆる権利確定主義を採用したものである、と一般に解されている」とされる。

ここで、「権利とは、法律（主に私法）上の権利である」と解されていることから、「別のもの（または具体的な何か）」を取得する法律上の権利が確定したタイミングを所得の実現の時期と考えることができる。

また、所得の実現時期についての国税庁による解説等において「新たな経済的価値（その購入時点における評価額）を持った資産が外部から流入した」という表現が用いられることがあるが、「所得税法上の収入金額という概念は、言語学的に本来『収入』が有している意味内容はともかく、いわゆる法概念として所得税法独自の意味内容を有しているとされ、一般には、『外部からの経済的価値の流入』と解され」という解釈と同様である。

ここで、本稿が採用した「別のもの（または具体的な何か）」を取得する権利が確定した」という基準と比較すると、経済的価値が外部から流入したといえるタイミングは、法的権利の確定時であると分かる。

まとめると、所得の実現時期に焦点を当てる本稿においては、まず、

所得税法 36 条の要件を満たすことによって収入金額が生じることとなるのかを判定し、その後、純資産増加説に基づく所得税法の趣旨から考えて収入金額とする必要がないものではないのか、どの所得区分に属すべきか、非課税となるべきかなどを判定するという考え方にに基づき、「別のもの（または具体的な何か）」を取得する法律上の権利が確定したタイミングを所得の実現の時期と考えることとする。

(3) 所得税法における為替差損益の認識（外国通貨の売買）

所得税法においては、既述のとおり、所得とされる為替差損益とは外国通貨の売買に伴って発生する損益及び為替決済差損益である。

まずは、外国通貨の売買取引からどのように所得が認識されるか分析する。

イ 邦貨による外国通貨の購入

我が国の所得税法が対象とする外国通貨の売買の場面においては、多くの場合、まず、邦貨で外貨を購入することが想定される。

これを、所得税法の視点で見ると、「別のもの」である現金（外貨）を得ていることから、その現金（外貨）の金額が所得税法 36 条によって収入金額となるとも考えられるが、これを取得するために支出したものが現金（邦貨）であることに注意が必要である。

現金（邦貨）は、邦貨建ての時価と簿価（取得価額）が常に一致する資産であるため、これを支出して他の経済的利益を獲得しても、一般的にはこの時点における経済的利益の時価と、支出した現金（邦貨）の金額の間での差額が生じることがない。

つまり、邦貨建ての時価と簿価（取得価額）が常に一致する資産を支出して、他の経済的利益を獲得する取引は、当然に純資産増加を生じない取引であるということが出来る。

このことから、所得税法の趣旨から所得を生じない、つまり、収入金額とする必要がない取引であると解することが合理的であると考えられる。

他方、こうして獲得した現金（外貨）を将来的に支出して、他の経済

的利益を獲得した際の所得計算に用いるべき「支出した資産の簿価（取得価額）」は、「支出した現金（外貨）の金額（簿価）」となるが、この場合、現金（外貨）を取得するために現金（邦貨）を支払う取引であることから、外貨建取引の換算としてではなく、他の資産と同様に、実際に支出した現金（邦貨）の金額が、獲得した資産（現金（外貨））の取得に要した金額（＝簿価）となる。そのため、「支出した現金（外貨）の金額（簿価）」は外貨の通貨単位のまま用いられるのではなく、「支出した現金（外貨）の金額（邦貨建の簿価）」となる。

ロ 外国通貨の売却

多くの場合、イで取得した外貨を売却し、邦貨を取得することが考えられるところ、現金（外貨）の所有権を移転し、その対価として現金（邦貨）を取得する取引ということになる。

この場合、取得した現金（邦貨）の金額について、所得税法の趣旨から所得を生じない、つまり、収入金額とする必要がない取引であると解すべきか検討すると、手放した現金（外貨）の時価（支出時の邦貨換算額）と簿価（取得時の邦貨換算額）は、変動相場制であれば当然に一致するということにはならず、収入金額とする必要がない取引であると解すべきではないということになる。

そのため、取得した現金（邦貨）の金額が収入金額となり、手放した現金（外貨）の取得時の邦貨換算額が対応する必要経費等となり、その差額が為替差損益による所得となる。

ハ 外貨を他の外貨へ両替

次いで、現金（外貨）（以下、「外貨A」とする。）の所有権と現金（他の外貨）（以下、「外貨B」とする。）の所有権を交換する取引を考える。

このような取引を売却と呼んでいいかは、必ずしも当然ではないところ、民法学において、金銭の所有権を金銭の所有権と交換する契約を、両替取引と呼ぶことから、以後、両替と表記する。

ここで、金銭の所有権を金銭の所有権と交換する「両替」という行為

の私法上の性質については、「売買でも交換でもない一種の無名契約とするのが通説」とされていることから、売買（金銭の所有権以外の財産権と金銭の所有権の移転）や交換（金銭の所有権以外の財産権どうしの移転）とは異なる私法上の契約関係であり、その結果として税法上の取り扱いも異なるのではないかと考えられる。

しかし、両替については、私法における解釈として、「交換の規定と売買の規定とを準用して問題を解決すべき」ともされている。少なくとも、売買契約や交換契約と同様の有償契約の一種としての性質を持つことは間違いなく、民法 559 条（有償契約への準用）によって、原則として売買契約に関する民法上の規定が準用される私法関係が成立することから、売買や交換と同様の課税関係となることを基本としつつ、取得する財産権と支出する財産権が金銭の所有権であることが所得税法の適用に影響を及ぼすかどうかを検討することで足りると考える。

そのため、現金（邦貨）を支出して現金（外貨）を取得する際に検討したように、資産の取得により生じるはずの収入金額を、所得税法の趣旨から計上しないという、資産を取得するために現金（邦貨）を支出する場合に生じるような事情が無い場合は、外貨両替を無名契約と捉えたとしても、収入すべき金額または価額（時価）の収入金額が生じ、最終的に所得が生じるということについては、金銭以外の資産を対象とする売買契約または交換契約による取引が行われた場合と同様であるといえる。

そこで、現金（外貨）を支出した場合に、現金（邦貨）を支出した場合と同様に、収入金額の計上を必要としない事情があるかということであるが、以下の設例で考えてみる。

（設例）

(イ) 1 月 15 日 1 ドル = 100 円のレートで 100 円を 1 ドルに両替した。

(ロ) 5 月 7 日 1 ドル = 1 ユーロ = 150 円のレートで 1 ドルを 1 ユーロ

に両替した。

この場合、(イ)時点では、既述のとおり、所得税法の趣旨から収入金額とする必要はない。

問題は、(ロ)時点であり、金銭は価値尺度そのものであるということからすれば、1ドル=1ユーロという等価交換を行っただけであって、純資産増加を生じていないことから、やはり、所得を生じない、つまり、収入金額とする必要がない取引と考える余地がありそうにも思える。

しかし、現実の所得税法は、時価によって日々純資産増加を測定しているのではなく、実現主義を取っているため、ある時点における等価交換であることは、現実の所得税法上の純資産増加を生じないこと、すなわち、所得が実現しないことを意味しない。

むしろ、手放した資産の時価と簿価（取得価額）との差額が実現主義を採用する所得税法における所得の本質である点も考えると、純資産増加を生じないことから所得を生じないと言えるためには、手放した資産が、簿価と時価が当然に一致する資産である必要がある。

ここで、外貨を手放す場合であるが、当該外貨の金額で簿価を測定するのであれば、どの時点でも1ドルは1ドルであり、1ユーロは1ユーロであることから、外貨も邦貨と同様に簿価と時価が当然に一致する資産ということになる。

しかし、この取引は、外貨A（1ドル）で支払が行われる外貨B（1ユーロ）という資産の購入であり、所得税法 57 条の 3 による邦貨換算が必要となる取引である。

ここで、両替の私法上の性質は、既述のとおり、売買と同様に問題解決をなすべきとされる有償契約であることから、両替を資産の購入に含むことに問題はないと考えるが、一方で、「(金銭と金銭の交換である)両替はその私法上の性格から考えて「販売」でも「購入」でもないので、ドルを支払ってユーロを取得することは、所得税法 57 条の 3 にいう『資産の販売及び購入』に該当しない」という解釈も提示されているところ

である。

これに関しては、もし、同条の規定が「財産権の売買」というような文言であったならば、財産権や売買、交換という文言が借用概念であって、民法上の売買契約以外の契約類型（例えば無名契約である両替契約）は当てはまらないという議論が生じることも考えられるが、実際の条文は「資産の購入」であって、「資産」も「購入」も借用概念ではないことから、金銭の所有権を資産と解し、有償契約としての私法上の性質の類似性から両替を売買に類するものとして外貨 A で支払いが行われる外貨 B の購入と解し、邦貨換算が必要となる外貨建取引に含めることができると考える。

その結果、現金（外貨）を支出する場合は現金（邦貨）の支出と異なり、所得税法上の時価（支出時の邦貨換算額＝150 円）と所得税法上の簿価（取得時の邦貨換算額＝100 円）が当然に一致するとは言えないこととなり、純資産増加を生じないことから所得を生じないと言うことはできず、収入金額として計上する必要がある取引とすることはできない。

よって、取得した外貨 B の金額（1 ユーロ）が同法 36 条によって収入金額として確定し、その確定した収入金額（1 ユーロ）が同法 57 条の 3 による邦貨換算を経て収入金額（150 円）となり、手放した外貨 A の金額（1 ドル）が、同条または所得税基本通達 57 の 3-1 による取得時点での邦貨換算を経て、対応する必要経費等（100 円）となり、現金（邦貨）を取得した場合と同様に、これらの差額（50 円＝150 円－100 円）が為替差損益による所得となるのである。

このことは、最終的には邦貨換算によって所得計算が行われる所得税法の趣旨から考えても妥当な結論であろう。

ところで、この計算は、『ドルを売って日本円に換えた上で、その日本円でユーロを買う』というように、あたかも二段階の取引が行われていたかのように考える、『二段階説』に依拠して」いるようにも見える。そうであれば、「私法上現実には行われていないところの二段階の取引

を課税上擬制するという点で、事実上の租税回避の否認（すなわち、納税者の行った取引の私法上の性格を無視して、あたかも別の私法上の取引が行われているものとして課税を考える）と同様のことを行うことを正当化するものであると考えられ、妥当ではない」ということになる。

しかし、上記の計算は、あくまで、1ドルを1ユーロに両替するという私法上の取引に対して、まずは収入金額だけを計算するという規定となっている同法 36 条を忠実に適用し、1ユーロの所有権という権利確定によって収入金額（1ユーロ）が実現し、その権利を確定させた取引が外貨建取引に当たる場合に適用される同法 57 条の 3 の規定によって 1ユーロという金額を邦貨換算しただけであり、私法を無視した二段階説ではないのである。

ニ 外貨の取得費

外貨を支出することによって為替差損益が生じる際に、支出した外貨の取得費を計算する必要があるところ、令和 4 年東京地裁判決において、二回以上にわたって取得した同一銘柄の有価証券の取得費の計算方法として規定されている、総平均法に準ずる方法が適切であると判示されているところであり、それは、有価証券の譲渡時に所得が実現する際の取得費の計算方法であることから、外貨を支出する時点で為替差損益による所得が実現するという理解と整合性のある計算方法でもある。

他方、総平均法が許容されるかという点については、令和 5 年 3 月 9 日東京地裁判決において、「2 回以上にわたって取得した有価証券において総平均法に準ずる方法を用いるのは、総平均法自体が利益操作を排除し、取得単価を平均化する合理的な方法であることを前提に、期末に 1 回計算を行えば足りるとする総平均法は、ある資産を譲渡した後に購入した同種の資産の価額も当該資産の取得価格に影響を与えるという意味で正確性には劣る点があることから、資産を譲渡するごとに譲渡原価の計算を行うことを内容とする総平均法に準ずる方法を採用して、資産の価値をより正確に算出するとの趣旨であると解される。そして、か

かる趣旨は、有価証券と同様に、その取得価額が異なるもののその物的性格が同じである外貨についても当てはまるものというべきであるから、本件各為替取引のように複数回にわたり為替取引が行われた場合の譲渡原価の計算を総平均法に準ずる方法により行うことには、合理性があるというべきである」と判示されているとおり、あえて正確性を欠く方法を採用する必要はないといえる。

ここで、外国通貨と同様に決済手段として利用できるという点で類似する暗号資産の場合、総平均法か移動平均法を選択することができると規定されているが、そもそも、暗号資産は、企業会計基準委員会が公表した「実務対応報告第 38 号 資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」の 33 項において、「暗号資産については、直接的に参照可能な既存の会計基準は存在しないことから、本実務対応報告においては、暗号資産に関する会計処理について既存の会計基準を適用せず、暗号資産独自のものとして新たに会計処理を定めている。」としているように、既存の複数の資産とそれぞれ類似する点と類似しない点があるのであり、参考にする点はあり得るとしても、同一の取り扱いでなくてはならないというものではない。

もちろん、記帳水準の低い納税者のために簡便な計算方法を用意する必要があるという意味で、総平均法による計算も認めるという政策判断はあり得ない話ではないかもしれないが、それは、明文規定をもって定められるべきものであろう。

そういう意味では、そもそも、外貨の取得費の計算方法についての法令が存在しないことは納税者に対して不親切であるので、理論的に最適な総平均法に準ずる方法で計算することを確認する法令改正が行われることが望まれる。

(4) 東京地裁令和 4 年 8 月 31 日判決

外貨 A を外貨 B に両替した場合に為替差損益による所得が実現するかについて、判例（令和 4 年東京地裁判決）があることから、これについて検

討する。

イ 事案の概要（判決より抜粋）

原告は、…本件外国銀行…との間で締結した…本件投資一任契約…に基づき、本件外国銀行に対し、本件外国銀行の原告名義の口座において保有していた自己の資産の運用を一任していたところ、…運用対象資産に属する外国通貨によって他の種類の外国通貨又は有価証券を取得する取引（以下、本件各年において行われたこれらの取引を併せて「本件各取引」という。）が行われた。

本件は、原告が、本件各取引からは雑所得が生ずることはないとの前提に立ち、…所得税等…の確定申告をしたところ、…本件各取引からは為替差損益が生じており、これにより雑所得が生じているとして、…本件各処分…を受けたことから、…各取消しを求める事案である。

ロ 争点（判決より抜粋）

本件各取引に係る為替差損益から生ずる所得の有無、同為替差損益を本件各年分の所得の計算において「収入すべき金額」（所得税法 36 条 1 項）として認識することの可否及びその額。

ハ 判旨

東京地裁は、まず、「所得税法 36 条（中略）は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、上記権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される」とした上で、「本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利がどの時点で確定するかについて検討」を行っている。

そして、以下のとおり「収入の原因となる権利が確定するのは、本件各取引の時点である」と判示している。

本件各取引によって、取引前までに保有していた外国通貨（A）の為

替変動リスクに影響されることのない他の種類の外国通貨（B）又は有価証券を取得することができる権利が確定することになる。そして、同権利の確定により、それまでの保有資産のうち上記取得に要した外国通貨（A）の占めていた部分が、新たに保有することになった他の種類の外国通貨（B）又は有価証券に置き換わり、それ以降、外国通貨（A）の為替変動リスクによってその円換算額が影響されない価値として保有されることが確定することになる。そうすると、同権利の確定によって、外国通貨（A）の為替変動リスクを負っていた間の円換算額の増減分の価値、すなわち、同取引時点における為替レートによる当該他の種類の外国通貨（B）又は有価証券の取得価額の円換算額から、その取得のために要した外国通貨（A）の取得価額の円換算額を控除した差額に相当する経済的価値の流入又は流出（収入又は損失）が生ずることになるといえるところ、これは、本件各取引に係る為替差損益にほかならないから、本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利が確定するのは、本件各取引の時点であるということができる。

これは、他の種類の外国通貨（B）を取得することができる権利が確定することによって、収入の原因となる権利が確定し、外国通貨（A）の為替変動リスクを負っていた間の円換算額の増減分の価値という所得＝為替差損益が生ずることになったとしており、所得税法 36 条の規定から導かれる「実現」を「発生している所得が別のもの（または具体的な何か）に形を変えて所得の大きさを計れるようになること」と理解しようとしている本稿の考え方と合致しているといえる。

他方、上記判示に続けて「本件各取引がされた年において、本件各取引に係る為替差損益を『収入すべき金額』として認識することができる」と判示しているのであるが、このことが、所得の実現と収入の実現を混同させるという混乱を生じさせているように思われる。

というのも、最初に判示されたとおり、収入の原因となる権利とは外国通貨（B）を取得することができる権利であるとの説明からすると、

収入金額は、新たに取得する外国通貨（B）の金額の円換算額になると思われるのに対して、ここでは、差額（外国通貨（B）の金額の円換算額－外国通貨（A）の金額の取得時の円換算額）として計算される為替差損益が収入金額となると判示しているからである。

このことが、「為替差損益を生じさせる『権利』が何であるか」といった議論が起こる原因となってしまうと思われる。

ニ 委任契約における所得の実現時期

この事案においては、「本件各取引」は「本件投資一任契約…に基づき、本件外国銀行に対し、本件外国銀行の原告名義の口座において保有していた自己の資産の運用を一任していた」となっていることから、この「本件投資一任契約」という契約形態が所得の実現時期に影響を及ぼすのかという論点も考えられる。

もちろん、契約形態が所得の実現時期にどのような影響を与えるのかということは、最終的にはその契約に関する事実認定の問題になる。

それでも、一般論の範囲で、私法上、いかに解されるかについて知ることは有益であると考えられる。

少なくとも、「運用を一任」ということからすれば、委任契約であったと考えてよいであろう。

委任契約によって受任者に代理権が与えられていれば、本件についていえば、受任者は代理人として運用を行い、その効果は本人たる委任者に帰属することになるが、民法理論においては、委任契約があれば当然に代理が伴うとは言い切れないため、事案ごとに委任契約が代理を伴うか否かについて事実認定が必要となるのである。

ここで、その契約内容に関する事実関係が不明となった場合、受任者が行った行為の帰属については、「受任者が自己の名で買入れた物の所有権は、委任者に移転する意思表示がない限り、受任者に属する」と判示した大審院大正 3 年 4 月 24 日判決（大審院刑事判決録 20 輯 615 頁）及び「委任に際し委任者が買受代金にあてるための金銭を受任者に交付

した場合などは、委任と同時に受任者から委任者に所有権移転の意思表示をあらかじめしたものと推定するのを相当とし、このような場合には、受任者が第三者との売買によって所有権を取得すると同時に、委任者は受任者より所有権を取得する」と判示した大審院大正 4 年 10 月 16 日判決（大審院民事判決録 21 輯 1705 頁）より、受任者が委任された行為を行う際に、代金が事前に交付されているか、受任者が立て替えたのかによって所有権の移転時期が変わることになる。

本件の場合、事前に運用のための資金が預金として拠出されているのは間違いないので、両当事者がともにこれ以上の立証ができないということになるのであれば、委任にかかる取引（他の外貨や金融資産の購入）が行われたと同時に所有権が委任者に移転していると推定されることになり、本件各取引の時点において、新たに取得した資産の所有権に基づいて収入金額が認識されることになる。

ホ 会計の影響

為替差損益について、外国通貨（B）の金額の円換算額を収入金額とし、外国通貨（A）の金額の取得時の円換算額を必要経費とするのか、為替差損益（＝外国通貨（B）の金額の円換算額－外国通貨（A）の金額の取得時の円換算額）を収入金額とするのかは、会計学的な表現をするならば、総額主義と純額主義の問題である。

さらに、外貨両替においては、支出する資産も取得する資産もともに現預金であるために、仕訳段階ですでに差額以外は表示する必要がない。

つまり、100 円を 1 ドルに両替した時点では、外貨建取引の換算の結果、貸借ともに同額（100 円）の現預金であることから、仕訳不要であり、この 1 ドルを 150 円になった時に円に両替したとしたら、必要な仕訳は以下のとおりとなる。

| | | | |
|------------|-----------|--------------|-----------|
| 現預金 | 50 | 為替差損益 | 50 |
|------------|-----------|--------------|-----------|

この仕訳は、1 ドル＝1 ユーロ＝150 円の為替レートの時点で、1 ド

ルを 1 ユーロに両替しても（現預金であることは同じであるため）同じ仕訳となる。

税務に携わる当事者の多くは、会計にも通じていることから、あくまでも筆者の想像であるが、外貨両替が行われた際に、無意識にこの仕訳をイメージしているのではないかと考えられる。実際、この仕訳を文章にすれば、「為替差損益を「収入すべき金額」として認識する」という表現になるであろう。

しかし、これは仕訳の理論である。もし、所得税法の規定に則った所得計算をあえて仕訳形式で記述するならば、以下のようなになるであろう。

まず、所得税法 36 条（と同法 37 条）のみを適用する。

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 現預金（外貨 B） | 1 ユーロ | 収入金額 | 1 ユーロ |
| 必要経費 | 1 ドル | 現預金（外貨 A） | 1 ドル |

これに対して、同法 57 条の 3 をそれぞれの取引があった時点に対して適用する。

| | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 現預金（外貨 B） | 150 | 収入金額 | 150 |
| 必要経費 | 100 | 現預金（外貨 A） | 100 |

こうした段階を経て、所得金額が以下のとおり計算されることとなる。

| |
|---|
| $\begin{aligned} \text{所得} &= \text{収入金額 (150 円} = 1 \text{ ユーロ} \times 150 \text{ 円/ユーロ)} \\ &\quad - \text{必要経費 (100 円} = 1 \text{ ドル} \times 100 \text{ 円/ドル)} \\ &= 50 \text{ 円 (為替差損益による雑所得)} \end{aligned}$ |
|---|

こうして、最終的な所得金額は同額になるのであるが、会計における標準的な仕訳に影響を受けて、為替差損益が直接実現するという表現を行うことは、同法 36 条が規定する収入金額の実現という点で誤解を招く恐れがあると思われる。

(5) 所得税法における為替差損益の認識（外国通貨の売買）の小括

外貨両替を行った際の為替差損益による雑所得の実現時期は、所得税法 36 条の要件を満たすことによって収入金額が生じることとなるタイミン

グであり、保有する（時価と簿価が当然には一致しない）外貨を支出して他の金銭（邦貨、外貨を問わない）を取得するときに、新たに取得する金銭についての権利（所有権等）が確定した時点であると考えることが適当である。

その際、収入金額については、純額主義を取るのではなく、同条を忠実に適用することになる総額主義によって新たに取得する金銭の金額（外貨の場合はその邦貨換算額）を収入金額とし、支出する外貨の金額の取得時の邦貨換算額を必要経費とするという解釈を明らかにすることによって、無用の誤解を生む恐れがなくなるものと考ええる。

また、複数回にわたり為替取引が行われた場合の外国通貨の取得費については、判例においても認められている総平均法に準ずる方法で計算することが最も適切であるといえるものの、外貨の取得費の計算方法についての法令が存在しないことは納税者に対して不親切であるので、理論的に最適な総平均法に準ずる方法で計算することを確認する法令改正が行われることが望まれる。

（6）為替差損益の認識（金銭債権）

イ 金銭債権

金銭債権はその額面金額の金銭を受け取る権利であるから、通常は額面金額の価値があると考えられる。

そして、邦貨建ての金銭債権の弁済を受けた場合、金銭を取得すると同時に同額の金銭債権が減少することとなるが、このことを所得税法の観点で捉えると、所得税法 36 条の規定からは、取得した金銭の金額分の収入金額が生じると思われるものの、他方で、同額の金銭債権の減少が当然に生じることから、純資産増加を生じない取引として、収入金額が生じないこととなる。

ロ 外貨建金銭債権

このような金銭債権であるが、これが外貨建である場合、外貨を所有していた場合と同様、邦貨換算した簿価と実際に取得する外貨の金額の

邦貨換算額は当然に一致するものではないため、同法 36 条と同法 57 条の 3 の規定を適用して、実際に取得する外貨の金額の邦貨換算額を収入金額として計上する必要が生じ、同時に、邦貨換算した金銭債権の簿価が必要経費となり、その差額が為替差損益となるという点については、外貨両替の際の考え方と同様である。

ただし、金銭債権については、同法施行令 167 条の 6 第 2 項の規定をどこまで適用することができるかという論点が存在する。

同条については、国税庁の質疑応答事例において、「外貨の保有状態に実質的な変化がない外貨建預貯金の預入及び払出については、その都度これらを外貨建取引とすることにより為替差損益が認識されることは実情に即さないものであると考えられることから、所得税法第 57 条の 3 第 1 項《外資建取引の換算》でいう外貨建取引からは除かれることを明らかにした例示規定であると解されます」として、外貨預金を同一通貨のまま他の金融機関の外貨預金としたり、同一通貨の現金で引き出したりするような場合は、外貨建取引に該当しないという取扱いとなっている。

ここで、「外貨の保有状態に実質的な変化がない」とは、どこまでを含むのかという点については、議論のあるところである。

例えば、経済的な実態からして、預貯金と同様の経済的な性質を持つ、安全性と流動性が高い MMF や MR F などは、外貨預金と同様に扱われる余地があるのではないかとする見解もある。

しかし、私法上の性質を考えた場合に、預貯金は、物の保管を委託する契約である寄託契約の一種とされている消費寄託契約であることから、「外貨の保有状態に実質的な変化がない」といえるのであって、外貨建債券や MMF や MR F のような外貨建債券投資信託を購入したような場合は、外貨現預金とは私法上の権利関係が異なることから、外貨建取引から除かれることはないと解釈することが相当であると考えられる。

もちろん、外貨建債券等でも何らかの範囲を定めて、預貯金と同様に

外貨建取引から除く旨の規定を設けることが不合理とは思われないが、その場合は、何らかの規定の創設が必要であろう。

また、個人Aが個人Bに外貨現金を貸し付け、後日、弁済を受けた場合は、外貨建取引になるが、弁済期日を延長した場合、新たな貸付契約として外貨建取引とすべきなのかといった事例も考えられるところであるが、これについては、後述する金銭債務の場合と同様、単に弁済期の延長を行うような場合は、私法上、契約の更改（既存契約の終了と新契約の締結）ではなく、既存契約の条件変更と取り扱うことが一般的であることから、契約ごとに私法上の認定が必要であるものの、多くの場合、新契約という新たな資産の流入（＝獲得）ではないため、そもそも、同法 36 条の規定する収入金額が実現していないと解されることになるであろう。

（7）為替差損益の認識（金銭債務）

イ 金銭債務

金銭債務については、その発生原因が、何らかの資産の取得や役務提供の対価の後払いのためであれ、借入金として金銭を取得したためであれ、その取得した経済的利益相当額が所得税法 36 条の規定から収入金額となるべきところを、その同額の金銭債務が発生することによって純資産増加が生じず、収入金額を計算する必要がなくなるという効果を持つものである。

次に、金銭債務が弁済されるということは、消極的な経済的価値の減少であり、同条の解釈として、「外部との関係において消極的な経済的価値が減少、消滅すること（例えば、債務の免除を受けること）も収入の一形体」と解されていることから、収入金額となると考えられる。

しかし、邦貨建金銭債務の邦貨による弁済の結果であれば、簿価と時価の変動があり得ない邦貨の支出と、時価と簿価が同額であるはずの金銭債務の減少が同額で生じることから、純資産増加が生じず収入金額を計算する必要がなくなる場合にあたると考えられる。

一方、外貨建金銭債務の減少の場合、外貨建金銭債務も、弁済に用いる外貨についても、邦貨換算した簿価と邦貨換算した時価が当然には一致しないことから、減少した外貨建金銭債務の簿価相当額の収入金額が生じ、弁済に用いた外貨の簿価相当額が必要経費となり、その差額が為替差損益として雑所得となる。

ロ 金銭債務の条件変更

ただし、金銭債権と同様に、金銭債務をその弁済期にそのままの金額で弁済期日を延長するような借り換えを行った場合、新たな借り入れとして外貨建取引となるかという点について検討が必要である。

これについては、国税不服審判所裁決平成 28 年 8 月 8 日（裁決事例集 104 集 104 頁）において、「借換えの前後における外貨建借入金の内容に実質的な変化がない場合には、その際に計算される為替差損益は単に評価上のものにすぎないと考えられるから、当該為替差損益は所得として実現しておらず、課税の対象となる収入として認識しないこととなる」と、示されており、借入契約に実質的な変化があるかという観点での検討が必要となる。

これは、契約が更改され、旧契約が消滅して新契約が締結されたのか、それとも、契約に同一性があるのかという私法上の認定の問題であると思われるが、これに関しては、判例においても、かなりの条件変更を行ったとしても、旧契約が消滅するような更改となることは、ほとんどないと考えられている。

よって、契約ごとに私法上の認定が必要であるものの、収入金額を生じる旧契約（金銭債務）の消滅が起こることはほとんどないことから、多くの場合、外貨建取引の換算以前に、収入金額が実現していないと解されることになるであろう。

(8) 為替差損益の認識（金銭債権債務）の小括

外貨建金銭債権の弁済においては、実際に取得する外貨の金額の邦貨換算額が収入金額となり、外貨建金銭債務の弁済においては、減少した外貨

建金銭債務の簿価相当額が収入金額となることから、対応する必要経費との差額が為替差損益となるという点については、外貨両替の際の考え方と同様である。

次に、所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項の規定の効果が及ぶ範囲に関しては、消費寄託契約に限らず、他の寄託契約の場合も、「外貨の保有状態に実質的な変化がない」といえることから、同項の規定の効果が及ぶものと考えられるのに対し、外貨建債券や外貨建債券投資信託などは、外貨現預金とは私法上の権利関係が異なることから、外貨建取引から除かれることはなく、為替換算を行う必要が生じる。

そして、外貨建金銭債権債務に関して、弁済期日の変更等の条件変更が行われた場合に為替差損益を認識する必要があるかという点に関しては、私法上、かなりの条件変更を行ったとしても、旧契約が消滅するような更改となることは、ほとんどないと考えられていることから、契約ごとに私法上の認定が必要であるものの、多くの場合、収入金額を生じる原因となる新契約（金銭債権）の発生や旧契約（金銭債務）の消滅が起こらないため、外貨建取引の換算以前に、収入金額が実現していないと解されることになるであろう。

3 結論

外貨両替を行ったり、外貨建金銭債権の弁済を受けたりした際の為替差損益による雑所得の実現時期は、所得税法 36 条の要件を満たすことによって収入金額が生じることとなるタイミングであり、保有する外貨を支出（金銭債権の場合は金銭債権が減少）して他の金銭（邦貨、外貨を問わない）を取得する場合であれば、新たに取得する金銭についての権利（所有権等）が確定した時点であると考えることが適当である。

また、外貨建金銭債務の弁済においては、減少した外貨建金銭債務の簿価相当額が収入金額となることから、対応する必要経費との差額が為替差損益となるという点については、外貨両替の際の考え方と同様である。

次に、同法施行令 167 条の 6 第 2 項の規定の効果が及ぶ範囲に関しては、消費寄託契約に限らず、他の寄託契約の場合も、「外貨の保有状態に実質的な変化がない」といえることから、同項の規定の効果が及ぶものと考えられるのに対し、外貨建債券や外貨建債券投資信託などは、外貨現預金とは私法上の権利関係が異なることから、外貨建取引から除かれることはなく、為替換算を行う必要が生じる。

そして、外貨建金銭債権債務に関して、弁済期日の変更等の条件変更が行われた場合に為替差損益を認識する必要があるかという点に関しては、私法上、かなりの条件変更を行ったとしても、旧契約が消滅するような更改となることは、ほとんどないと考えられていることから、契約ごとに私法上の認定が必要であるものの、多くの場合、収入金額を生じさせる原因となる新契約（金銭債権）の発生や旧契約（金銭債務）の消滅が起こらないため、外貨建取引の換算以前に、収入金額が実現していないと解されることになるであろう。

最後に、収入金額の実現と計上については、純額主義を取るのではなく、所得税法 36 条を忠実に適用することになる総額主義によって新たに取得する金銭の金額（外貨の場合はその邦貨換算額）を収入金額とし、支出する外貨の取得費（取得時の邦貨換算額）を必要経費とするという解釈を明らかにすることによって、無用の誤解を生む恐れがなくなるものと考えられる。

また、複数回にわたり為替取引が行われた場合の外国通貨の取得費については、判例においても認められている総平均法に準ずる方法で計算することが最も適切であるといえるものの、外貨の取得費の計算方法についての法令が存在しないことは納税者に対して不親切であるので、理論的に最適な総平均法に準ずる方法で計算することを確認する（もしくは一定の要件に当てはまる場合に総平均法を選択可能とする）法令改正が行われることが望まれる。

目 次

| | |
|--------------------------|-----|
| はじめに | 127 |
| 第 1 章 現行制度の概要 | 128 |
| 第 1 節 為替差損益の概要 | 128 |
| 1 所得税法における為替差損益 | 128 |
| 2 企業会計及び法人税法における取り扱いとの比較 | 130 |
| 第 2 節 所得の実現 | 134 |
| 1 所得税法における所得の意義 | 134 |
| 2 未実現の利得と所得の実現 | 136 |
| 3 所得税法 36 条 | 139 |
| 第 2 章 所得税法における為替差損益の認識 | 142 |
| 第 1 節 外国通貨の売買 | 142 |
| 1 外国通貨の売買 | 142 |
| 2 東京地裁令和 4 年 8 月 31 日判決 | 151 |
| 3 小括 | 158 |
| 第 2 節 為替差損益の認識（金銭債権債務） | 158 |
| 1 金銭債権 | 159 |
| 2 金銭債務 | 162 |
| 3 小括 | 164 |
| おわりに | 166 |

はじめに

個人課税において一般にイメージされる「為替差損益」とは、外国通貨の売買等に伴って発生する損益であり、個人において為替差損益が生じたと認められる場合には、その時点で課税関係が生じることとなる。

しかし、外国通貨の売買そのもの以外にも、外貨の使用や外貨建金銭債権債務を増減させる取引に際しても為替差損益が生じるはずであり、それらも考慮した上で、「為替差損益が生じたと認められる場合」とはどのような場合なのか、さらには、その際の為替差損益の収入計上方法について、十分な整理がなされているとは必ずしも言い切れないところがある。

特に、邦貨を介在させることなくある外国通貨を異なる外国通貨へと交換する取引から課税されるべき為替差損益が生じるのかという点については、この為替差損益の実現時期が争点となっている訴訟（東京地判令和 4 年 8 月 31 日税資第 272 号（順号 13749）⁽¹⁾、以下、「令和 4 年東京地裁判決」とする。）も行われている⁽²⁾ところである。

さらに、外国通貨の売買が複数回行われた場合の取得費の計算方法については、総平均法に準ずる方法で計算することが地裁判決において認められているところであるが、法令で定められているわけではないことから、これが合理的な方法の一つであることは間違いのないとしても、唯一の計算方法であると断定していいのかという点も疑問無しとしない。

また、所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項が規定する「外貨建取引に該当しないもの」の範囲についても、必ずしも明確とは言い切れない部分がある。

以上のことから、為替取引に係る課税上の整理を行うこととする。

(1) 国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/soshoshiryo/kazei/2022/pdf/13749.pdf>) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

(2) 控訴審は東京高判令和 5 年 5 月 24 日（判例集未掲載）。最高裁に上告中。

第 1 章 現行制度の概要

第 1 節 為替差損益の概要

1 所得税法における為替差損益

所得税法は「為替差損益」についての定義規定を持っておらず、いかに課税すべきか、ということโดยตรง規定しているわけではない。

所得税法は、同法 57 条の 3 及び同法施行令 167 条の 6 によって、外貨建取引とその換算についてのみ規定している。

(1) 沿革

この規定の沿革であるが、「この規定が設けられるまでは、所得税に関する法令においては外貨建取引の換算に関する規定が定められていなかったため、法人税法の規定による外貨建取引の換算方法に準じた取扱いがなされていた。しかしながら、近年、個人事業者等の海外における取引が増加している状況等を踏まえ、平成 18 年度の税制改正において、所得税においても外貨建取引の換算方法を法令上明確化することとされたものである。この外貨建取引の換算に関する規定は、平成 12 年度の税制改正において法人税法に規定された外貨建取引の換算に関する規定（法人税法第 61 条の 8）とほぼ同様のもの⁽³⁾として創設された。

(2) 外貨建取引とその換算

所得税法 57 条の 3 において、「外貨建取引」とは「外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引」をいう。

(3) 武田昌輔監修『コンメンタール×所得税務積義 Digital（令和 5 年度版）（コンメンタール所得税法 3 巻）』4259 の 2 頁（第一法規）
(https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_PORTAL/D1WPPrLoginRSS.exe?VBUNSYOID=ct_1_2_02-00_02-00_02-00_04-02_00-00_0068n_00V00003&BOOKNO=1004&SYSTEMCD=D1WP_KAIZEI&LOGIN_TYPE=6&MM=1)（令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧）。

そして、我が国の所得税法は本邦通貨での所得計算を前提としていることから、外国通貨で表示された外貨建取引の金額を本邦通貨表示の金額に換算する必要があるところ、その方法につき、「当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算する」と規定している。

(3) 所得税法における為替差損益

この規定は、沿革において説明したとおり、法人税法と同様の規定であり、さらには、後述する企業会計における外貨建取引の取引時の会計処理の方法に倣ったものとなっている。

その結果、外貨建金銭債権債務の決済によって生じた差額（為替決済差損益）を当期の為替差損益として処理するという企業会計の取扱いと同様に、この差額が課税対象となる。

また、外貨の売買（両替）によっても、外貨購入時の為替レートによって換算された邦貨額（邦貨から外貨への両替の場合、支出した邦貨額）と、当該外貨を両替して得た邦貨額に差額が生じることから、これも課税対象となる。

これらが所得税実務において為替差損益と呼ばれることとなる。

そして、個人課税における為替差損益として一般にイメージされるものは、この外貨両替の往復（邦貨→外貨→邦貨）によって生じるものである。

これに関して、既述のとおり、ある外貨Aを他の外貨Bと交換（両替）した場合、新たに獲得した外貨Bの獲得時の邦貨換算額と外貨Aの獲得時（過去）の邦貨換算額との差額が課税対象となるという取扱い⁽⁴⁾に対して、その時点では外貨建取引が生じておらず、所得としての実現がないのではないかという訴訟（令和4年東京地裁判決）が行われているところである。

(4) 国税庁ホームページ「保有する外国通貨を他の外国通貨に交換した場合の為替差損益の取扱い」
(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/41.htm>)（令和6年6月19日最終閲覧）。

また、これらの為替差損益の所得区分は所得税基本通達 35-1 (12) において雑所得であると示されており、判例においても、「外貨と円貨の交換により生じた損益も、当該外貨自体の価値の増減によるものではないこととなるから、譲渡所得の対象となる資産には該当せず、他の種類の所得にも該当しないため雑所得に区分される」⁽⁵⁾と判示されている⁽⁶⁾ことから、資産の性質と所得区分についてはこの解釈を前提として検討を進める⁽⁷⁾こととする。

2 企業会計及び法人税法における取り扱いとの比較

(1) 企業会計における考え方

イ 外貨建取引

企業会計における外貨建取引は、外貨建取引等会計処理基準注解⁽⁸⁾に、以下のとおり定められている。

注 1 外貨建取引の範囲について

外貨建取引とは、売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引をいう。

外貨建取引には、(イ)取引価額が外国通貨で表示されている物品の売買又は役務の授受、(ロ)決済金額が外国通貨で表示されている資金の借入又は貸付、(ハ)券面額が外国通貨で表示されている社債の発行、(ニ)外国通貨による前渡金、仮払金の支払又は前受金、仮受金の受入及び(ホ)決済金額が外国通貨で表示されているデリバティブ取引等が含まれる。

-
- (5) 東京地判令和 5 年 3 月 9 日裁判所ウェブサイト [27 頁]。
 - (6) 譲渡所得に含めることも可能とする見解もある。(インパクトローンにかかる為替差益につき)「解釈上は譲渡所得に含めることも可能であると考え」。金子宏『租税法 [第 24 版]』309 頁 (弘文堂、2021)。
 - (7) 最終的な本稿の結論としては、所得区分に関わらず、為替差損益の実現時期は同じになる。
 - (8) 金融庁「外貨建取引等会計処理基準」
(https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a924c.htm) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

ロ 円換算と為替差損益

そして、外貨建取引の発生時には「原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する」⁽⁹⁾とされている。

さらに、外貨建の資産負債に関して、決算時の処理、つまり、時価評価についても規定されている。

その結果、決算時点における換算替えによって「為替換算差損益」が、金銭債権債務の決済に伴って「為替決済差損益」が生じることとなり、これらは合わせて「為替差損益」と呼ばれている。

ハ 二取引基準と一取引基準

こういった為替差損益に関する会計処理について、会計学においては、「二取引基準」と「一取引基準」という 2 通りの方法が考えられている。

「二取引基準とは、輸出入等の外貨建取引とそれに伴って生じる売掛金や買掛金などの代金決済取引とを別個の取引と見なして会計処理を行う方法」⁽¹⁰⁾であり、「一取引基準とは、外貨建取引と代金決済取引を一連の分離不可能な取引と見なして会計処理を行う方法」⁽¹¹⁾である。

いずれの方法であっても、商品を仕入れて販売するという取引全体を通じた利益の合計額は同一であるが、「二取引基準では為替相場の変動の影響が営業損益とは区別して認識されるのに対し、一取引基準では相場変動の影響が売上原価を通じて営業損益に混入される点で相違」⁽¹²⁾が生じる。「また一取引基準には、日本円による決済が完了するまで収益・費用や資産の金額を確定できないという実践的な欠陥もある」⁽¹³⁾ことから、「外貨建取引等会計処理基準（一・2（2）および3）は、決算時における換算によって生じた換算差額、および外貨建金銭債権債務の決済

(9) 金融庁「外貨建取引等会計処理基準」

(https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a924c.htm) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

(10) 桜井久勝『財務会計講義（第 25 版）』404 頁（中央経済社、2024）。

(11) 桜井・前掲注(10)404 頁。

(12) 桜井・前掲注(10)405 頁。

(13) 桜井・前掲注(10)405 頁。

に伴って生じた差額を、いずれも当期の為替差損益として処理することを規定して、二取引基準の採用を義務づけている。」⁽¹⁴⁾

(2) 法人税法

法人課税においては、為替相場が変動相場制に移行したことに対応して、会計基準等の規定を参考にしつつ、適宜、法人税法施行令や通達等で外国為替換算関係についての取扱いを示してきたところであるが、平成 12 年度の法人税法改正において、以下のとおり⁽¹⁵⁾、抜本的な改正が行われた。

外国為替換算関係については、平成 12 年度の税制改正前は、法人税法施行令に外貨建債権債務の期末換算及び為替予約差額の期間配分の規定（旧令 139 条の 2～139 条の 8）があるのみで、外貨建取引の換算規定及び外貨建債権債務以外の外貨建資産等の期末換算規定がない状態となっていた。そこで、平成 12 年度の税制改正においては、法人税法に外貨建取引の換算規定及び外貨建有価証券など外貨建債権債務以外の外貨建資産等についても期末換算規定が設けられることとなった。

また、有価証券に係る規定が改正され、売買目的有価証券の期末評価が時価法により行われることとなったことに合わせて、売買目的有価証券については期末時換算することとされ、企業会計において、外貨建満期保有目的債券が決算時の為替相場により換算されることとなったことから、売買目的外有価証券のうち償還期限及び償還金額の定めのあるものについては期末時換算の選択が認められることとなった。

このように、改正後の制度における期末換算は、期末評価と整合性のあるものとすることを基本としつつ、企業会計における取扱いにも配慮され

(14) 桜井・前掲注(10)405 頁。

(15) 武田昌輔編『コンメンタール法人税法 Digital (令和 5 年度版) 4-2 巻』3593 頁（第一法規）
(https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_PORTAL/D1WPPrLoginRSS.exe?VBUNSYOID=cho_02_3_00-00_01-00_01-00_05-00_04-00_ho0104n_00V00001&BOOKNO=501&SYSTEMCD=D1WP_KAIZEI&LOGIN_TYPE=6&MM=1)（令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧）。

たものとなつた。

こうして、法人税法は、外国為替換算関係について同法第 61 条の 8(外貨建取引の換算)、第 61 条の 9(外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等)及び第 61 条の 10(為替予約差額の配分)という規定が整備された。

(3) 企業会計、法人税法における取り扱いとの比較

以上のように、企業会計及び法人税法は、外貨建取引の換算と同時に外貨建資産等の期末換算に伴う為替換算差損益についての規定を有しているところ、所得税法は、外貨建取引の換算規定については、法人税法と同様の規定を導入したものの、期末換算に関する規定は導入していない。

これは、外貨建資産等の期末換算を行うためには帳簿等の継続的な作成が必要となるところ、所得税法においては、事業所得等の継続的な業務から生じる所得を得ている納税者でなければ、帳簿等を継続的に作成することが想定されていないから⁽¹⁶⁾であろう。

その結果、所得税法においては、為替差損益のうち、期末換算による為替換算差損益は生じないこととなり、外国通貨の売買に伴って発生する損益に加えて、為替決済差損益が為替差損益として所得を構成することとなる。

他方、外貨建取引の換算に関しては、企業会計における取扱いとそれに配慮した法人税法の規定と同様の規定を導入していることからすると、所得税法の規定の解釈に幅が生じるような場合に、企業会計や法人税法の考え方を参照すべき場面は多いものと考えられる。

ただし、所得税法は会計処理の基準に従って計算することを求める規定を持つわけではないため、所得税法の規定の解釈に特に幅が生じないような場合に、その解釈による処理が、企業会計や法人税法の考え方による処

(16) ほかに、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算することを規定する法人税法 22 条 4 項のような規定が所得税法に存在しないことも影響していると考えられる。

理と異なることとなっても、それは、所得税法の規定から解釈された処理に従うことになる。

第 2 節 所得の実現

所得税法における所得の実現を検討するには、所得税法における所得とは何かを検討し、その上で、その実現について検討する必要がある。

1 所得税法における所得の意義

(1) 所得税の対象としての所得

まず、「真の意味における所得 (real income) は、財貨の利用によって得られる効用と人的役務から得られる満足を意味するが、これらの効用や満足を測定し定量化することは困難であるから、所得税の対象としての所得を問題にする場合には、これらの効用や満足を可能にする金銭的価値で表現せざるをえない」⁽¹⁷⁾のであり、具体的には「あんパン 1 個から得られる効用はそのあんパンの市場価格 100 円に置き換えられ、それだけの効用を実現しうる能力が 100 円の『所得』と呼ばれる」⁽¹⁸⁾のである。

こうして、金銭的価値で表現される所得の「構成の仕方には 2 つの類型」⁽¹⁹⁾があり、「消費型 (支出型) 所得概念」⁽²⁰⁾と「取得型 (発生型) 所得概念」⁽²¹⁾と呼ばれているものの、「各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得と観念する考え方である」⁽²²⁾取得型 (発生型) 所得概念が、実際に「各国の租税制度において一般的に採用」⁽²³⁾されている。

(17) 金子・前掲注(6)194 頁。

(18) 佐藤英明『スタンダード所得税法 [第 4 版]』8 頁 (弘文堂、2024)。

(19) 金子・前掲注(6)194 頁。

(20) 金子・前掲注(6)194 頁。

(21) 金子・前掲注(6)196 頁。

(22) 金子・前掲注(6)196 頁。

(23) 金子・前掲注(6)196 頁。

(2) 包括的所得概念（純資産増加説）

さらに、「取得型所得概念のもとにおいて、所得の範囲をどのように構成するかについては、2つの考え方⁽²⁴⁾があり、制限的所得概念と包括的所得概念とされるが、今日では、「包括的所得概念が一般的な支持を受けて」⁽²⁵⁾おり、「わが国においても（中略）包括的に構成されている」⁽²⁶⁾ということ的前提としていると言える。

この包括的所得概念は「人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成する」⁽²⁷⁾という考え方であり、「純資産増加説とも呼ばれ」⁽²⁸⁾ており、その所得額は、次の計算式⁽²⁹⁾によって表されることとなる。

所得額＝期中消費額＋期中純資産増加額

この計算式は、「人が新たに得た経済的な利得は（中略）その年のうちに消費されてしまうか、または、消費されずに残って純資産増加額となるかのいずれかである」⁽³⁰⁾ということであり、「結果（＝得られた所得がどうなったのか）の観点から、包括的所得概念を」⁽³¹⁾理解するものと言える。

理論的には、「経済力の2時点間の純増分の金銭価値というヘイグ（1921年の論文）の考え方を、サイモンズ（1938年の書物）が発展させたものであり」⁽³²⁾り、「所得源泉による差異を設けない課税」⁽³³⁾である包括的所得概念の理念を表している。

そして、このように、所得額が「純」資産額の増減を内容としているということが、所得が発生するか否かの解釈に際して、実定法に直接の規定が無い事柄について判断する根拠となる場合が生じる。

(24) 金子・前掲注(6)196頁。

(25) 金子・前掲注(6)196頁。

(26) 金子・前掲注(6)196-197頁。

(27) 金子・前掲注(6)196頁。

(28) 金子・前掲注(6)196頁。

(29) 佐藤・前掲注(18)6頁。

(30) 佐藤・前掲注(18)6-7頁。

(31) 佐藤・前掲注(18)7頁。

(32) 岡村忠生他『租税法〔第4版〕〕48頁（有斐閣、2023）。

(33) 岡村ほか・前掲注(32)48頁。

その典型的な例が借入金であり、借入れによって現金を取得しても所得は生じないと常識的に考えられているところ、所得税法には「『借入金は収入金額に含まれない』という規定」⁽³⁴⁾は置かれておらず、「純資産額とは総資産額から総負債額を控除したものだ」と考えるのが自然⁽³⁵⁾であり、「1億円借りると総資産額はたしかに1億円分増えますが、その分負債の額も1億円増えるため、借入れによって純資産額は増えず、したがって、所得額が増えることはない」⁽³⁶⁾という「法が包括的所得概念を採用している、ということを手がかりにして、その論拠を所得税法の規定の外から持ち込む」⁽³⁷⁾ことによって「『借入れからは所得は発生しない』という常識的な結論を論証」⁽³⁸⁾することができるのである。

(3) 小括

これらをまとめると、現在のわが国の所得税法は、①所得を効用や満足を可能にする金銭的価値（金額）で表現し、②各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値を所得とし、③純資産増加説に基づく包括的所得概念を採用したものであるということが分かる。

2 未実現の利得と所得の実現

(1) 未実現の利得

純資産増加説に基づいて包括的に構成されている所得であるが、例外も存在しており、そのうちの一つ⁽³⁹⁾として、未実現の利得が、「原則として課税の対象から除外されている」⁽⁴⁰⁾ことをあげることができる。

これは、未実現の利得や未実現利益とよばれる、「資産の価額が上がった

(34) 佐藤・前掲注(18)7頁。

(35) 佐藤・前掲注(18)7頁。

(36) 佐藤・前掲注(18)7頁。

(37) 佐藤・前掲注(18)7頁。

(38) 佐藤・前掲注(18)7頁。

(39) 他にも帰属所得の除外（期中消費額の例外）や、各種法令に規定された非課税規定が存在している。

(40) 金子・前掲注(6)198頁。

だけで資産の形に何らの変化もない場合」⁽⁴¹⁾つまり「保有する財産（まだ売却していない財産）の値上がり益」⁽⁴²⁾に対する課税について問題⁽⁴³⁾が生じることから、「もともと所得だという性質を有しているものを、所得税法を作る上での立法政策上の選択として課税の対象から外している」⁽⁴⁴⁾ものである。

このことは、所得税法 36 条 1 項が「各種所得の計算の出発点を『収入』と」⁽⁴⁵⁾すると規定することによって、「所得を収入という形態でとらえ」⁽⁴⁶⁾ていることによって示されている。

具体的には、「保有する資産の価格変動については、それが譲渡される時を待って課税の対象とする」⁽⁴⁷⁾こととしている。

(2) 所得の実現

これが実現主義と呼ばれるのであるが、租税法における実現については、①「ある資産について、その権利を保有する者が替わること」⁽⁴⁸⁾と捉える考え方と、②「発生している所得が別のもの（または具体的な何か）に形を変えて所得の大きさを計れるようになること」⁽⁴⁹⁾と捉える考え方がある。

これらはほとんど同じ結論に至る⁽⁵⁰⁾のであるが、①は出て行ったものに焦点を当てるものとなっており、所得とは「保有や生産による価値の増加として発生しており、入ってくる対価（収入）は、その反映」⁽⁵¹⁾であるこ

(41) 佐藤・前掲注(18) 15 頁。

(42) 岡村ほか・前掲注(32)48 頁。

(43) 資産の把握、評価といった執行上の困難性や納税資金を別途確保する必要があることなどがある。

(44) 佐藤・前掲注(18) 16 頁。

(45) 佐藤・前掲注(18) 16 頁。

(46) 金子・前掲注(6)198 頁。

(47) 岡村ほか・前掲注(32)48-49 頁。

(48) 岡村ほか・前掲注(32)49 頁。

(49) 佐藤・前掲注(18) 18 頁。

(50) 実際の課税上の差異が生じるのは、「59 条 1 項の規定にあてはまらなくとも 33 条 1 項のみで課税される無償譲渡」の場合であるところ、「そのようなケースを想定することは困難であろう」と考えられている。伊川正樹『譲渡所得課税に関する基礎的研究』88-94 頁（成文堂、2023）に詳しい。

(51) 岡村ほか・前掲注(32)63 頁。

とを重視していると考えられる。他方、②は別のものを受け取ることによる収入金額の測定にも焦点を当てており、所得税法 36 条の「各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」という規定に忠実であることを重視していると考えられる。

どちらにせよ、実際に課税が行われることとなる所得の実現時期についての結論は同様のものとなるが、②の方が条文の文理に忠実であることに加え、一時所得や雑所得のような「保有や生産による価値の増加」が起こらない場合もあり得る所得区分⁽⁵²⁾の所得の実現についても、よりの確に説明できる⁽⁵³⁾と考えることから、本稿においては、主に②の考え方によることとする。

(52) 例えば、贈与等によって無償で経済的利益を得た場合、その利益の元になる「保有や生産」が存在しない（譲渡した者の側に存在する）が、法人から受け取った場合は法人において生じていた価値の増加分ではなく、受け取った財産の時価の全額が一時所得となる。また、競馬等のギャンブルの払戻金は、参加者が支出した金額を当選者が分け合うだけであり、「保有や生産による価値の増加」という性質を持つとは言い難いが、払戻金による収入金額と直接要した費用または必要経費の差額が、取引態様に応じて一時所得または雑所得となる。また、本稿における為替差損益も、現行の取扱いにおいては、金銭はそれ自体が価値基準であって、価値の変動が観念できない（＝保有や生産による価値の増加が起こらない）ことから外貨の交換等で生じる為替差損益が雑所得とされている。

(53) 歴史的な観点からは、制限的所得概念が「生産による価値の増加」が無い場合には課税しないという考え方に基づいているとする学説（経済活動からの収入のみを所得と観念する見解で生産力説とも呼ばれる。金子宏『所得概念の研究』16・18頁（有斐閣、1995年））もあったところ、これに対して「保有や生産による価値の増加」がない恩恵的または移転的な利得によっても、ある個人において純資産増加が生じた場合には課税するという考え方が包括的所得概念である。この対比からも、現行の所得税法においては、「保有や生産による価値の増加」が生じていない場合でも所得が生じ得るといえることができるため、そのような場合も含めて所得の実現を検討することが好ましいと考える。

3 所得税法 36 条

(1) 所得区分の規定と所得税法 36 条

所得税法において、「所得」そのものを定義する規定は存在しないところ、前述の考え方によれば、所得の実現時期についての法令上の手掛かりは、所得税法 36 条にあると思われる。

他方で、それ以外にも、所得区分を規定する同法 23 条から同法 35 条があり、それらに規定された要件を満たした場合にそれぞれの所得が生じると規定されている。

そして、所得税法の構成としては、同法 23 条から同法 35 条の規定が先にあり、それらによって各所得区分に属する所得が生じるかが判断され、それぞれの所得区分に属する所得の金額を計算するために同法 36 条が規定されていることとなっている。

これは、同条の「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額」という条文からも、各所得区分に属する所得が生じたと判定された後に、所得金額の計算過程として同条が存在していると読み取ることができる。

ただし、同法 34 条（一時所得）及び同法 35 条（雑所得）は、利子所得から譲渡所得までの 8 種類の所得以外の所得を、非継続要件と非対価要件の充足によって分け合う構造（ともに満たせば一時所得でそれ以外が雑所得）となっており、一時所得または雑所得については「所得」そのものについての積極的な意義と規定がないことから、最終的なバスケットカテゴリーとしては、同法 36 条の要件を満たすことによって収入金額が生じることで所得が実現すると言わざるを得ない。

また、どの所得区分に該当するかを判定した場合でも、同条の要件を満たさないのであれば収入金額が生じず、所得計算が始まらないことから考えると、むしろ、先に同条の要件を満たすことによって収入金額が生じることとなるのかを判定し、その後、純資産増加説に基づく所得税法の趣旨

から考えて収入金額とする必要がない⁽⁵⁴⁾ものではないのか、そして、各条文の規定によってどの所得区分に属するべきか、その所得区分の規定から課税時期を変更する必要があるか、さらには非課税となるべきかなどを判定すると解する方が、最終的に同じ結論に至るとしても、よりシンプルな解釈⁽⁵⁵⁾になると思われる。

(2) 権利確定主義

そこで、所得の実現について、同条の文理を検討すると、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とする」と規定しており、この『収入すべき金額』とは、実現した収益、すなわちまだ収入がなくても『収入すべき権利の確定した金額』のことであり、したがってこの規定は広義の発生主義のうちいわゆる権利確定主義を採用したものである、と一般に解されている⁽⁵⁶⁾とされる。

ここで、「権利とは、法律(主に私法)上の権利である」⁽⁵⁷⁾と解されていることから、「別のもの(または具体的な何か)」を取得する法律上の権利が確定したタイミングを所得の実現の時期と考える⁽⁵⁸⁾ことができる。

また、所得の実現時期についての国税庁による解説等において「新たな経済的価値(その購入時点における評価額)を持った資産が外部から流入

(54) 既述のとおり、代表的な例としては、借入によって取得した金銭の額を収入金額とする必要がないことなどが上げられる。

(55) これは、同法 36 条を適用するタイミングを所得区分判定の前後どちらにするかの違いだけであって、最終的にはどちらの判定も行うことになることから、所得区分と収入金額に関する結論が変わるわけではない。ただし、所得の実現時期という観点で言えば、まず同条を適用すると考えることによって理解しやすくなる場合もあると考える。

(56) 金子・前掲注(6)317 頁。

(57) 岡村ほか・前掲注(32)64 頁。

(58) 収入の態様によっては、法律上の権利が確定しない状態であっても、管理支配基準によって収入金額を認識する場合もある。

した」という表現⁽⁵⁹⁾が用いられることがあるが、「所得税法上の収入金額という概念は、言語学的に本来『収入』が有している意味内容はともかく、いわゆる法概念として所得税法独自の意味内容を有しているとされ、一般には、『外部からの経済的価値の流入』と解され」⁽⁶⁰⁾るといふ解釈と同様である。

ここで、本稿が採用した「別のもの（または具体的な何か）を取得する権利が確定した」という基準と比較すると、経済的価値が外部から流入したといえるタイミングは、（別段の定めが存在したり、管理支配基準を用いるべき状況でなければ）法的権利の確定時であると分かる。

(3) 小括

所得の実現時期に焦点を当てる本稿においては、まず、所得税法 36 条の要件を満たすことによって収入金額が生じることとなるのかを判定し、その後、純資産増加説に基づく所得税法の趣旨から考えて収入金額とする必要がないものではないのか、どの所得区分に属するべきか、非課税となるべきかなどを判定するという考え方にに基づき、「別のもの（または具体的な何か）」を取得する法律上の権利が確定したタイミングを所得の実現の時期と考えることとする。

(59) 例えば、国税庁ホームページ質疑応答事例より、
預け入れていた外貨建預貯金を払い出して貸付用の建物を購入した場合の為替差損益の取扱い

(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/40.htm>) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)、

預け入れていた外貨建預貯金を払い出して外貨建 MMF に投資した場合の為替差損益の取扱い

(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/43.htm>) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

(60) 武田昌輔監修『コンメンタール×所得税務積義 Digital (令和 5 年度版) (コンメンタール所得税法 2-2 巻)』3126 頁 (第一法規)

([https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_PORTAL/D1WPPrLoginRSS.exe?VBUNSYOID=ct_1_2_02-00_02-00_02-00_00_0042n_00V00004&BOOKNO=1004&SYSTEMCD=D1WP_KAIZEI&LOGIN_TYPE=6&MM=1](https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_PORTAL/D1WPPrLoginRSS.exe?VBUNSYOID=ct_1_2_02-00_02-00_02-00_02-00_00_0042n_00V00004&BOOKNO=1004&SYSTEMCD=D1WP_KAIZEI&LOGIN_TYPE=6&MM=1)) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

第 2 章 所得税法における為替差損益の認識

所得税法においては、既述のとおり、所得とされる為替差損益とは外国通貨の売買に伴って発生する損益及び為替決済差損益である。

第 1 節 外国通貨の売買

まずは、外国通貨の売買取引からどのように所得が認識されるか分析する。

1 外国通貨の売買

(1) 邦貨による外国通貨の購入

我が国の所得税法が対象とする外国通貨の売買の場面においては、多くの場合、まず、邦貨で外貨を購入することが想定される。

会計的な表現をすれば、現金（外貨）増と現金（邦貨）減という取引であり、その際、邦貨建ての金額は当然に同額であり、差額＝為替差損益は生じず、さらに、現金が現金になるだけであることから仕訳不要⁽⁶¹⁾となる。

これを、所得税法の視点で見ると、「別のもの」である現金（外貨）を得ていることから、その現金（外貨）の金額が所得税法 36 条によって収入金額となるとも考えられるが、これを取得するために支出したものが現金（邦貨）であることに注意が必要である。

現金（邦貨）は、邦貨建ての時価と簿価（取得価額）が常に一致する資産であるため、これを支出して他の経済的利益を獲得しても、一般的にはこの時点における経済的利益の時価と、支出した現金（邦貨）の金額の間での差額が生じることがない⁽⁶²⁾。

(61) 外貨保有について管理するために、外国通貨などの勘定科目を用いて仕訳を行うこともある。

(62) この時点における経済的利益の時価とは、時価と評価される価額から著しく乖離しているなどの事情がなければ、むしろ、支出した現金（邦貨）の金額で計られることになることから、経済的利益の時価と支出した現金（邦貨）の金額は一致する。

所得税法における純資産増加という観点からもう少し詳しく記述すれば、以下の計算式で表すことができる。

(純資産増加)

$= (\text{獲得した経済的利益の時価}) - (\text{支出した資産の簿価 (取得価額)})$

ここで、現金 (邦貨) は、邦貨建ての時価と簿価 (取得価額) が常に一致する資産であるため、先の計算式は、

(純資産増加)

$= (\text{獲得した経済的利益の時価}) - (\text{支出した現金の金額 (簿価 = 時価)})$

となる。

さらに、

$(\text{獲得した経済的利益の時価}) = (\text{支出した現金の金額 (時価)})$

であることから、

(純資産増加) = 0

となる。

つまり、邦貨建ての時価と簿価 (取得価額) が常に一致する資産を支出して、他の経済的利益を獲得する取引は、当然に純資産増加を生じない取引であるということができる。

このことから、所得税法の趣旨から所得を生じない、つまり、収入金額とする必要がない取引であると解することが合理的であると考えられる。

逆に、こう考えなければ、現金 (邦貨) を支払って、通常の商品仕入れや家事消費のための商品購入を行う場合などでも、常に取得した商品の時価相当額の収入金額が発生してしまい、常識的な結論に反することになってしまう⁽⁶³⁾ことから、上記の解釈が合理的であるといえる。

他方、こうして獲得した現金 (外貨) を将来的に支出して、他の経済的

(63) もちろん、こう考えた場合でも、支出した現金 (邦貨) の金額がその商品の仕入時点での時価として収入金額を生じると同時に、その原価 (必要経費等) となるため、所得金額は生じないことになるであろうが、邦貨を支出して経済的利益 (資産の購入、役務の提供など) を得た場合には、純資産増加が当然に生じないため所得税法の趣旨から収入金額が生じないと解する方が、常識的かつ簡潔な結論となると考える。

利益を獲得した際の所得計算（(獲得した経済的利益の時価) - (支出した資産の簿価(取得価額)））に用いるべき「支出した資産の簿価(取得価額)」は、「支出した現金(外貨)の金額(簿価)」となる。ここで、この「支出した現金(外貨)の金額(簿価)」を、所得税法上、その外貨の通貨単位のまま扱おう(例: \$ 1 は \$ 1 のまま扱おう)ということであれば、邦貨換算は不要となる。

しかし、ここで想定している邦貨で外貨を購入するという事例を現行の所得税法に当てはめるならば、現金(外貨)を取得するために現金(邦貨)を支払う取引であることから、外貨建取引には該当せず⁽⁶⁴⁾、外国為替の売買相場による外貨建取引の換算を行うのではなく、他の資産と同様に、実際に支出した現金(邦貨)の金額が、獲得した資産(現金(外貨))の取得に要した金額(=簿価)となる。そのため、「支出した現金(外貨)の金額(簿価)」は外貨の通貨単位のまま用いられるのではなく、「支出した現金(外貨)の金額(邦貨建の簿価)」⁽⁶⁵⁾となる。

(2) 外国通貨の売却

多くの場合、(1)で取得した外貨を売却し、邦貨を取得することが考えられるところ、現金(外貨)の所有権を移転し、その対価として現金(邦貨)を取得する取引ということになる。

この場合、取得した現金(邦貨)の金額について、所得税法の趣旨から所得を生じない、つまり、収入金額とする必要がない取引であると解すべきか検討すると、手放した現金(外貨)の時価(支出時の邦貨換算額)と簿価(取得時の邦貨換算額)は、変動相場制であれば当然に一致するとい

(64) ここで、この取引は、「その支払が本邦通貨により行われることとされているもの」であることから、所得税基本通達 57 の 3-1 (いわゆる外貨建て円払いの取引)において確認されているように、所得税法第 57 条の 3 第 1 項((外貨建取引の換算))に規定する外貨建取引には該当しない。

(65) 「支出した現金(外貨)」を、現金(邦貨)の支払い以外の方法で取得した場合については、「(3) 外貨を他の外貨へ両替」において後述するとおり、外貨建取引として、取得時の為替レートで邦貨換算することとなり、邦貨建の簿価を用いるという結論については同様となる。

うことにはならず、収入金額とする必要がない取引であると解すべきではないということになる。

そのため、取得した現金（邦貨）の金額が収入金額となり、手放した現金（外貨）の取得時の邦貨換算額が対応する必要経費等となり、その差額が為替差損益による所得となる。

ここで、所得税法において、現金（及び金銭債権）は資産ではあるが、譲渡所得を発生させる資産ではない、という現行の取扱いの基となっている解釈に基づけば⁽⁶⁶⁾、雑所得となる。

(3) 外貨を他の外貨へ両替

次いで、現金（外貨）（以下、「外貨A」とする。）の所有権と現金（他の外貨）（以下、「外貨B」とする。）の所有権を交換する取引を考える。

このような取引を売却と呼んでいいかは、必ずしも当然ではないところ、民法学において、金銭の所有権を金銭の所有権と交換する契約を、両替取引と呼ぶ⁽⁶⁷⁾ことから、以後、両替と表記する。

ここで、金銭の所有権を金銭の所有権と交換する「両替」という行為の私法上の性質については、「売買でも交換でもない一種の無名契約とするのが通説」⁽⁶⁸⁾とされていることから、売買（金銭の所有権以外の財産権と金銭の所有権の移転）や交換（金銭の所有権以外の財産権どうしの移転）とは異なる私法上の契約関係であり、その結果として税法上の取り扱いも異なるのではないかと考えられる。

しかし、両替については、私法における解釈として、「交換の規定と売買の規定とを準用して問題を解決するべき」⁽⁶⁹⁾ともされている。少なくとも、

(66) この解釈をとらず、現金や金銭債権も譲渡所得を発生させる資産であり、為替差損益が譲渡所得となるという解釈をとる立場もあり得るが、その場合も、現金等が資産であるという点については同様である。

(67) 既に検討した、邦貨で外貨を購入する場合も、外貨を売却して邦貨を取得する場合も、民法の適用においては、ともに両替取引である。

(68) 我妻榮他『我妻・有泉コンメンタール民法（第8版）』1255頁（日本評論社、2022年）。

(69) 我妻ほか・前掲注(68)1255頁。

売買契約や交換契約と同様の有償契約の一種としての性質を持つことは間違いなく、民法 559 条（有償契約への準用）によって、原則として売買契約に関する民法上の規定が準用される私法関係が成立することから、売買や交換と同様の課税関係となることを基本としつつ、取得する財産権と支出する財産権が金銭の所有権であることが所得税法の適用に影響を及ぼすかどうかを検討することで足りると考える。

そのため、現金（邦貨）を支出して現金（外貨）を取得する際に検討したように、資産の取得により生じるはずの収入金額を、所得税法の趣旨から計上しないという、資産を取得するために現金（邦貨）を支出する場合に生じるような事情が無い場合は、外貨両替を無名契約と捉えたとしても、収入すべき金額または価額（時価）の収入金額が生じ、最終的に所得が生じるということについては、金銭以外の資産を対象とする売買契約または交換契約による取引が行われた場合と同様⁽⁷⁰⁾であるといえる。

そこで、現金（外貨）を支出した場合に、現金（邦貨）を支出した場合と同様に、収入金額の計上を必要としない事情があるかということであるが、以下の設例で考えてみる。

（設例）

- (イ) 1 月 15 日 1 ドル=100 円のレートで 100 円を 1 ドルに両替した。
 (ロ) 5 月 7 日 1 ドル=1 ユーロ=150 円のレートで 1 ドルを 1 ユーロに両替した。

この場合、(イ)時点では、既述のとおり、所得税法の趣旨から収入金額とする必要はない。

問題は、(ロ)時点であり、金銭は価値尺度そのものであるということからすれば、1 ドル=1 ユーロという等価交換を行っただけであって、純資産

(70) 売買契約か交換契約かによって、収入金額となる金額または価額（時価）をいかに算定すべきか、という点に違いが生じる可能性はある（例えば東京高判平成 11 年 6 月 21 日判例時報 1685 号 33 頁）が、それは所得の実現の問題ではなく、実現した収入金額の算定方法の問題である。

増加を生じていないことから、やはり、所得を生じない、つまり、収入金額とする必要がない取引と考える余地がありそうにも思える。

しかし、現実の所得税法は、時価によって日々純資産増加を測定しているのではなく、「発生している所得が別のもの（または具体的な何か）に形を変えて所得の大きさを計れるようになること」を条件とする実現主義を取っているため、ある時点における等価交換であることは、現実の所得税法上の純資産増加を生じないこと、すなわち、所得が実現しないことを意味しない。

むしろ、手放した資産の時価と簿価（取得価額）との差額が実現主義を採用する所得税法における所得の本質である点も考えると、純資産増加を生じないことから所得を生じないと言えるためには、手放した資産が、簿価と時価が当然に一致する資産である必要がある。

ここで、外貨を手放す場合であるが、当該外貨の金額で簿価を測定するのであれば、どの時点でも 1 ドルは 1 ドルであり、1 ユーロは 1 ユーロであることから、外貨も邦貨と同様に簿価と時価が当然に一致する資産ということになる。

しかし、この取引は、外貨 A（1 ドル）で支払が行われる外貨 B（1 ユーロ）という資産の購入であり、所得税法 57 条の 3 による邦貨換算が必要となる取引⁽⁷¹⁾である。

ここで、両替の私法上の性質は、既述のとおり、売買と同様に問題解決をなすべきとされる有償契約であることから、両替を資産の購入に含むことに問題はないと考えるが、一方で、「(金銭と金銭の交換である) 両替はその私法上の性格から考えて『販売』でも『購入』でもないので、ドルを

(71) ところで、両替と聞いてまず思い浮かべるであろう、同一通貨間での両替(例: 100 ドル札を 10 ドル札 10 枚に両替)のような場合にも、邦貨換算が必要なのかという疑問も生じるところであるが、後述する所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項の規定を、外貨の保有状態に実質的な変化がない場合は、外貨建取引からは除かれることを明らかにした例示規定であると解することにより、邦貨換算不要であるという常識的な結論を導くことができる。むしろ、逆に、このような常識的な結論を、外貨預金間にも確実に及ぼすための規定と理解する方が適当にも思える。

支払ってユーロを取得することは、所得税法 57 条の 3 にいう『資産の販売及び購入』に該当しない⁽⁷²⁾という解釈も提示されているところである。

これに関しては、もし、同条の規定が「財産権の売買」というような文言であったならば、財産権や売買、交換という文言が借用概念であって、民法上の売買契約以外の契約類型（例えば無名契約である両替契約）は当てはまらないという議論が生じることも考えられるが、実際の条文は「資産の購入」であって、「資産」も「購入」も借用概念ではないことから、金銭の所有権を資産と解し、有償契約としての私法上の性質の類似性から両替を売買に類するものとして外貨 A で支払いが行われる外貨 B の購入と解し、邦貨換算が必要となる外貨建取引に含めることができると考える。

その結果、現金（外貨）を支出する場合は現金（邦貨）の支出と異なり、所得税法上の時価（支出時の邦貨換算額＝150 円）と所得税法上の簿価（取得時の邦貨換算額＝100 円）が当然に一致するとは言えないこととなり、純資産増加を生じないことから所得を生じないと言うことはできず、収入金額として計上する必要がない取引とすることはできない。

よって、取得した外貨 B の金額（1 ユーロ）が同法 36 条によって収入金額として確定し、その確定した収入金額（1 ユーロ）が同法 57 条の 3 による邦貨換算を経て収入金額（150 円）となり、手放した外貨 A の金額（1 ドル）が、同条または所得税基本通達 57 の 3-1（いわゆる外貨建て円払いの取引）による取得時点での邦貨換算を経て、対応する必要経費等（100 円）となり、現金（邦貨）を取得した場合と同様に、これらの差額（50 円＝150 円－100 円）が為替差損益による所得となるのである。

このことは、最終的には邦貨換算によって所得計算が行われる所得税法の趣旨から考えても妥当な結論であろう。

ところで、この計算は、『ドルを売って日本円に換えた上で、その日本円でユーロを買う』というように、あたかも二段階の取引が行われていた

(72) 中里実「為替差損益の研究（上）円から換えたドルをユーロに換えた場合の為替差益」税務弘報 72 巻 2 号 109 頁（2024）。

かのように考える、『二段階説』に依拠して」⁽⁷³⁾いるようにも見える。そうであれば、「私法上現実には行われていないところの二段階の取引を課税上擬制するという点で、事実上の租税回避の否認（すなわち、納税者の行った取引の私法上の性格を無視して、あたかも別の私法上の取引が行われているものとして課税を考える）と同様のことを行うことを正当化するものであると考えられ、妥当ではない」⁽⁷⁴⁾ということになる。

しかし、上記の計算は、あくまで、1ドルを1ユーロに両替するという私法上の取引に対して、まずは収入金額だけを計算するという規定となっている所得税法 36 条を忠実に適用し、1ユーロの所有権という権利確定によって収入金額（1ユーロ）が実現し、その権利を確定させた取引が外貨建取引に当たる場合に適用される同法 57 条の 3 の規定によって1ユーロという金額を邦貨換算しただけであり、私法を無視した二段階説ではないのである。

（4）外貨の取得費

外貨を支出することによって為替差損益が生じる際に、支出した外貨の取得費を計算する必要があるところ、令和 4 年東京地裁判決において、「外国通貨の取得価額の円換算額は、同取引までに当該外国通貨と同一種類の外国通貨を複数の時点にわたって取得しているときは、いつの時点で取得した外国通貨を同取引の支払に用いたかを特定することができない一方で、これらの外国通貨は代替性を有するものであることから、相互に等価とみなして計算する方法（総平均法に準ずる方法）…によって算定するのが合理的であるといえる」として、二回以上にわたって取得した同一銘柄の有価証券の取得費の計算方法として規定されている、総平均法に準ずる方法が適切であると判示されているところであり、それは、有価証券の譲渡時に所得が実現する際の取得費の計算方法であることから、外貨を支出する時点で為替差損益による所得が実現するという理解と整合性のある計算方

(73) 中里・前掲注(72)113頁。

(74) 中里・前掲注(72)113頁。

法でもある。

他方、総平均法が許容されるかという点については、令和 5 年 3 月 9 日東京地裁判決において、「2 回以上にわたって取得した有価証券において総平均法に準ずる方法を用いるのは、総平均法自体が利益操作を排除し、取得単価を平均化する合理的な方法であることを前提に、期末に 1 回計算を行えば足りるとする総平均法は、ある資産を譲渡した後に購入した同種の資産の価額も当該資産の取得価格に影響を与えるという意味で正確性には劣る点があることから、資産を譲渡するごとに譲渡原価の計算を行うことを内容とする総平均法に準ずる方法を採用して、資産の価値をより正確に算出するとの趣旨であると解される。そして、かかる趣旨は、有価証券と同様に、その取得価額が異なるもののその物的性格が同じである外貨についても当てはまるものというべきであるから、本件各為替取引のように複数回にわたり為替取引が行われた場合の譲渡原価の計算を総平均法に準ずる方法により行うことには、合理性があるというべきである」と判示されているとおり、あえて正確性を欠く方法を採用する必要はないといえる。

ここで、外国通貨と同様に決済手段として利用できるという点で類似する暗号資産の場合、総平均法か移動平均法を選択することができると規定されている（所得税法 48 条の 2、同法施行令 119 条の 2）が、そもそも、暗号資産は、企業会計基準委員会が公表した「実務対応報告第 38 号 資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」⁽⁷⁵⁾の中で、外国通貨、金融資産、棚卸資産、無形固定資産に対する既存の会計基準との関係を整理した結果、33 項において、「暗号資産については、直接的に参照可能な既存の会計基準は存在しないことから、本実務対応報告においては、暗号資産に関する会計処理について既存の会計基準を適用せず、暗

(75) 企業会計基準委員会「実務対応報告第 38 号『資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い』（2022 年修正）」
(https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/20190704_30_20220701.pdf)
(令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

号資産独自のものとして新たに会計処理を定めている。」⁽⁷⁶⁾としているように、既存の複数の資産とそれぞれ類似する点と類似しない点があるのであり、参考にする点はあり得るとしても、同一の取り扱いでなくてはならないというものではなく、暗号資産において選択可能な計算方法が、外国通貨の取得費の計算においても当然に認められるべきであるということにはならない。

もちろん、記帳水準の低い納税者のために簡便な計算方法を用意する必要があるという意味で、総平均法による計算も認めるという政策判断はあり得ない話ではないかもしれないが、それは、明文規定をもって定められるべきものであろう。

そういう意味では、そもそも、外貨の取得費の計算方法についての法令が存在しないことは納税者に対して不親切であるので、理論的に最適な総平均法に準ずる方法で計算することを確認⁽⁷⁷⁾する法令改正が行われることが望まれる。

2 東京地裁令和 4 年 8 月 31 日判決

外貨 A を外貨 B に両替した場合に為替差損益による所得が実現するかについて、判例（令和 4 年東京地裁判決）があることから、これについて検討する。

(1) 事案の概要（判決より抜粋）

原告は、…本件外国銀行…との間で締結した…本件投資一任契約…に基づき、本件外国銀行に対し、本件外国銀行の原告名義の口座において保有していた自己の資産の運用を一任していたところ、…上記運用の一環とし

(76) 企業会計基準委員会「実務対応報告第 38 号『資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い』（2022 年修正）」9-10 頁

（https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20190704_30_20220701.pdf）
（令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧）。

(77) その際、事業者が事業に必要な範囲で取得、保有、使用する外国通貨から生じる為替差損益については、事業所得の付随収入となる場合があり、継続適用するのであれば総平均法や移動平均法を認める規定を設けることも考慮に値するであろう。

て、運用対象資産に属する外国通貨によって他の種類の外国通貨又は有価証券を取得する取引（以下、本件各年において行われたこれらの取引を併せて「本件各取引」という。）が行われた。

本件は、原告が、本件各取引からは雑所得が生ずることはないとの前提に立ち、…所得税等…の確定申告をしたところ、…本件各取引からは為替差損益が生じており、これにより雑所得が生じているとして、…本件各処分…を受けたことから、…各取消しを求める事案である。

（2）争点（判決より抜粋）

（1）本件各取引に係る為替差損益から生ずる所得の有無、同為替差損益を本件各年分の所得の計算において「収入すべき金額」（所得税法 36 条 1 項）として認識することの可否及びその額（以下「争点（1）」という。）

（2）～（4）（省略）

（3）判旨

東京地裁は、まず、「所得税法 36 条 1 項が、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において「収入すべき金額」とすると定め、「収入した金額」とするとしていないことからすれば、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、上記権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される」とした上で、「本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利がどの時点で確定するかについて検討」を行っている。

そして、以下のとおり「収入の原因となる権利が確定するのは、本件各取引の時点である」と判示している。

本件各取引によって、取引前までに保有していた外国通貨（A）の為替変動リスクに影響されることのない他の種類の外国通貨（B）又は有価証

券を取得することができる権利が確定することになる。そして、同権利の確定により、それまでの保有資産のうち上記取得に要した外国通貨（A）の占めていた部分が、新たに保有することになった他の種類の外国通貨（B）又は有価証券に置き換わり、それ以降、外国通貨（A）の為替変動リスクによってその円換算額が影響されない価値として保有されることが確定することになる。そうすると、同権利の確定によって、外国通貨（A）の為替変動リスクを負っていた間の円換算額の増減分の価値、すなわち、同取引時点における為替レートによる当該他の種類の外国通貨（B）又は有価証券の取得価額の円換算額から、その取得のために要した外国通貨（A）の取得価額の円換算額を控除した差額に相当する経済的価値の流入又は流出（収入又は損失）が生ずることになるといえるところ、これは、本件各取引に係る為替差損益にほかならないから、本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利が確定するのは、本件各取引の時点であるといえることができる。

これは、他の種類の外国通貨（B）を取得することができる権利が確定することによって、収入の原因となる権利が確定し、外国通貨（A）の為替変動リスクを負っていた間の円換算額の増減分の価値という所得＝為替差損益が生ずることになったとしており、所得税法 36 条の規定から導かれる「実現」を「発生している所得が別のもの（または具体的な何か）に形を変えて所得の大きさを計れるようになること」と理解しようとしている本稿の考え方と合致しているといえる。

他方、上記判示に続けて「本件各取引がされた年において、本件各取引に係る為替差損益を『収入すべき金額』として認識することができる」と判示しているのであるが、このことが、所得の実現と収入の実現を混同させるという混乱を生じさせているように思われる。

というのも、最初に判示されたとおり、収入の原因となる権利とは外国通貨（B）を取得することができる権利であるとの説明からすると、収入金額は、新たに取得する外国通貨（B）の金額の円換算額になると思われ

るのに対して、ここでは、差額（外国通貨（B）の金額の円換算額－外国通貨（A）の金額の取得時の円換算額）として計算される為替差損益が収入金額となる⁽⁷⁸⁾と判示しているからである。

このことが、「為替差損益を生じさせる『権利』が何であるか」⁽⁷⁹⁾といった議論⁽⁸⁰⁾が起こる原因となってしまうと思われる。

（４）委任契約における所得の実現時期

この事案においては、「本件各取引」は「本件投資一任契約…に基づき、本件外国銀行に対し、本件外国銀行の原告名義の口座において保有していた自己の資産の運用を一任していた」となっていることから、この「本件投資一任契約」という契約形態が所得の実現時期に影響を及ぼすのかという論点も考えられる。

もちろん、契約形態が所得の実現時期にどのような影響を与えるのかということは、最終的にはその契約に関する事実認定の問題になる。

それでも、一般論の範囲で、私法上、いかに解されるかについて知るとは有益であると考ええる。

少なくとも、「運用を一任」ということからすれば、委任契約であったと考えてよいであろう。

そして、多くの場合、委任契約によって受任者に代理権が与えられることから、本件についていえば、受任者は代理人として運用を行い、その効果は本人たる委任者に帰属することになる。

しかし、民法理論においては、「民法は本人の意思に基づいて発生する代理を『委任による代理』といているけれども、『委任』と『代理』とは、

(78) もちろん、外国通貨（B）の金額の円換算額を収入金額とした場合であっても、外国通貨（A）の金額の取得時の円換算額が必要経費となるため、最終的な所得金額、ひいては税額も同額となる。

(79) 坂巻綾望「外国通貨で支払が行われる取引に係る為替差損益に対する所得課税のタイミング」ジュリスト 1589 号 11 頁（2023）。

(80) 「民法上の性格が『両替』契約であり、租税法上、それ単体からは、『権利の確定』なり『実現』の問題が生ずることはなく、単なる交換比率の問題が生ずるにすぎない」中里・前掲注(72)105 頁。

観念上同一のものではない」⁽⁸¹⁾とされている。

というのも、「法律行為を委任する場合でも、代理を伴わないことが少なくない」⁽⁸²⁾一方で、「委任以外の雇用契約や組合契約には、代理を伴うことが多い」⁽⁸³⁾というように、「委任と代理とは別個のもの」⁽⁸⁴⁾であるからである。

そのため、「本人の意思に基づく代理を『委任による代理』あるいは『委任代理』ということは不正確」⁽⁸⁵⁾として、「一般にこれを『任意代理』という」⁽⁸⁶⁾のである。

このことから、委任契約があれば当然に代理が伴うとは言い切れないことになり、事案ごとに委任契約が代理を伴うか否かについて事実認定が必要となるのである。

ここで、その契約内容に関する事実関係が不明となった場合、受任者が行った行為の帰属については、以下のように考えることになるであろう。

まずは民法 646 条(受任者による受取物の引渡し等)が、1 項において、「受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その収取した果実についても、同様とする。」と定め、2 項において、「受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。」と定めている。

また、大審院大正 3 年 4 月 24 日判決(大審院刑事判決録 20 輯 615 頁)において、「受任者が自己の名で買入れた物の所有権は、委任者に移転する意思表示がない限り、受任者に属する」⁽⁸⁷⁾と判示されている。

他方、大審院大正 4 年 10 月 16 日判決(大審院民事判決録 21 輯 1705

(81) 我妻ほか・前掲注(68)222 頁。

(82) 我妻ほか・前掲注(68)222 頁。

(83) 我妻ほか・前掲注(68)222 頁。

(84) 我妻ほか・前掲注(68)222 頁。

(85) 我妻ほか・前掲注(68)222 頁。

(86) 我妻ほか・前掲注(68)222 頁。

(87) 篠塚昭次＝前田達明編『新・判例コンメンタール民法 8 契約(3)、事務管理、不当利得』109 頁(三省堂、1992 年)。

頁)において、「委任に際し委任者が買受代金にあてるための金銭を受任者に交付した場合などは、委任と同時に受任者から委任者に所有権移転の意思表示をあらかじめしたものと推定するのを相当とし、このような場合には、受任者が第三者との売買によって所有権を取得すると同時に、委任者は受任者より所有権を取得する」⁽⁸⁸⁾と判示されている。

つまり、受任者が委任された行為を行う際に、代金が事前に交付されているか、受任者が立て替えたのかによって所有権の移転時期が変わることになる。

本件の場合、事前に運用のための資金が預金として拠出されているのは間違いないので、両当事者がともにこれ以上の立証ができないということになるのであれば、委任にかかる取引（他の外貨や金融資産の購入）が行われたと同時に所有権が委任者に移転していると推定されることになり、本件各取引の時点において、新たに取得した資産の所有権に基づいて収入金額が認識されることになる。

(5) 会計の影響

為替差損益について、外国通貨（B）の金額の円換算額を収入金額とし、外国通貨（A）の金額の取得時の円換算額を必要経費とするのか、為替差損益（＝外国通貨（B）の金額の円換算額－外国通貨（A）の金額の取得時の円換算額）を収入金額とするのかは、会計学的な表現をするならば、総額主義と純額主義の問題である。

会計学においては、「経営成績を十分に表示するために、損益計算書は純額主義ではなく総額主義で作成されなければならない」⁽⁸⁹⁾とされる一方、有価証券や中古資産を売却した場合など「重要性の乏しい活動については純額主義が用いられ」⁽⁹⁰⁾ている。

さらに、外貨両替においては、支出する資産も取得する資産もともに現

(88) 篠塚ほか・前掲注(87)109頁。

(89) 桜井・前掲注(10)295頁。

(90) 桜井・前掲注(10)295頁。

預金であるために、仕訳段階ですでに差額以外は表示する必要がないのである。

つまり、100 円を 1 ドルに両替した時点では、外貨建取引の換算の結果、貸借ともに同額（100 円）の現預金であることから、仕訳不要であり、この 1 ドルを 150 円になった時に円に両替したとしたら、必要な仕訳は以下のとおりとなる。

| | | | |
|-----|----|-------|----|
| 現預金 | 50 | 為替差損益 | 50 |
|-----|----|-------|----|

この仕訳は、1 ドル = 1 ユーロ = 150 円の為替レートの時点で、1 ドルを 1 ユーロに両替しても（現預金であることは同じであるため）同じ仕訳となる。

税務に携わる当事者の多くは、会計にも通じていることから、あくまでも筆者の想像であるが、外貨両替が行われた際に、無意識にこの仕訳をイメージしているのではないかと考えられる。実際、この仕訳を文章にすれば、「為替差損益を「収入すべき金額」として認識する」という表現になるであろう。

しかし、これは仕訳の理論である。もし、所得税法の規定に則った所得計算をあえて仕訳形式で記述するならば、以下のようなになるであろう。

まず、所得税法 36 条（と同法 37 条）のみを適用する。

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 現預金（外貨 B） | 1 ユーロ | 収入金額 | 1 ユーロ |
| 必要経費 | 1 ドル | 現預金（外貨 A） | 1 ドル |

これに対して、同法 57 条の 3 をそれぞれの取引があった時点に対して適用する。

| | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 現預金（外貨 B） | 150 | 収入金額 | 150 |
| 必要経費 | 100 | 現預金（外貨 A） | 100 |

こうした段階を経て、所得金額が以下のとおり計算されることとなる。

| |
|---------------------------------------|
| 所得 = 収入金額 (150 円 = 1 ユーロ × 150 円/ユーロ) |
|---------------------------------------|

$$\begin{aligned} & \text{—必要経費 (100 円 = 1 ドル} \times \text{100 円/ドル)} \\ & = 50 \text{ 円 (為替差損益による雑所得)} \end{aligned}$$

こうして、最終的な所得金額は同額になるのであるが、会計における標準的な仕訳に影響を受けて、為替差損益が直接実現するという表現を行うことは、同法 36 条が規定する収入金額の実現という点で誤解を招く恐れがあると思われる。

3 小括

外貨両替を行った際の為替差損益による雑所得の実現時期は、所得税法 36 条の要件を満たすことによって収入金額が生じることとなるタイミングであり、保有する（時価と簿価が当然には一致しない）外貨を支出して他の金銭（邦貨、外貨を問わない）を取得するときに、新たに取得する金銭についての権利（所有権等）が確定した時点であると考えることが適当である。

その際、収入金額については、純額主義を取るのではなく、同条を忠実に適用することになる総額主義によって新たに取得する金銭の金額（外貨の場合はその邦貨換算額）を収入金額とし、支出する外貨の金額の取得時の邦貨換算額を必要経費とするという解釈を明らかにすることによって、無用の誤解を生む恐れがなくなるものと考えられる。

また、複数回にわたり為替取引が行われた場合の外国通貨の取得費については、判例においても認められている総平均法に準ずる方法で計算することが最も適切であるといえるものの、外貨の取得費の計算方法についての法令が存在しないことは納税者に対して不親切であるので、理論的に最適な総平均法に準ずる方法で計算することを確認する法令改正が行われることが望まれる。

第 2 節 為替差損益の認識（金銭債権債務）

続いて、為替決済差損益に関してどのように所得が認識されるか分析する。

1 金銭債権

(1) 金銭債権

まず、金銭債権はその額面金額の金銭を受け取る権利であるから、通常は額面金額の価値がある⁽⁹¹⁾と考えられる。ただし、債権譲渡がなされる際に、額面金額と異なる金額で取引される場合もあるところ、その差額は金利の調整の性質を持つことが一般的⁽⁹²⁾である。

そして、邦貨建ての金銭債権の弁済を受けた場合、金銭を取得すると同時に同額の金銭債権が減少することとなるが、このことを所得税法の観点で捉えると、所得税法 36 条の規定からは、取得した金銭の金額分の収入金額が生じるとされるものの、他方で、同額の金銭債権の減少が当然に生じることから、純資産増加を生じない取引として、収入金額が生じないこととなる。

ここで、額面金額と異なる価額で債権譲渡を受けていた場合、金銭債権の簿価以上の金銭を取得することになるが、この差額分は、本来は利息に相当する純資産増加として所得を構成することになる。しかし、利子としての性質を持つものの、利子所得を規定する同法 23 条において限定列举された所得には当てはまらないため、雑所得となる。

(2) 外貨建金銭債権

このような金銭債権であるが、これが外貨建である場合、外貨を所有していた場合と同様、邦貨換算した簿価と実際に取得する外貨の金額の邦貨換算額は当然に一致するものではないため、同法 36 条と同法 57 条の 3 の

(91) 「金銭債権は、その表示する金額、すなわち金銭価値について意義を有するものであり、給付される金銭（通貨）それ自体はただ、金銭価値の章標（価値を表現し、それ自体が価値そのものであるかのように扱われる有体物のこと）という手段としての意味をもつ」我妻ほか・前掲注(68)750 頁。

(92) 「たとえば、A が B に対して 6 か月先に弁済期が到来する 1000 万円の債権を有するとする。債権譲渡の可能性が認められることによって、A は現在すでに C に対してこの債権を譲渡し、たとえば 950 万円の対価を取得することができる（対価の決定については、利息の利率、6 か月分の利息、費用、債務者の信用度、経済界における平均利潤率、などが考慮に入れられる。利率などの具合いで、場合によっては、1000 万円より高く譲渡されることもありうる。）」我妻ほか・前掲注(68)948 頁。

規定を適用して、実際に取得する外貨の金額の邦貨換算額を収入金額として計上する必要が生じ、同時に、邦貨換算した金銭債権の簿価が必要経費となり、その差額が為替差損益となるという点については、外貨両替の際の考え方と同様である。

ここで、当該外貨建金銭債権が額面金額と異なる価額で取得されたものであった場合、その額面金額との差額は、利息としての性質を持つ所得であるが、既述のとおり、これも雑所得であることから、為替差損益とともに雑所得となることとなり、これをあえて分離して所得計算をする実益は無いものと思われる。

ただし、金銭債権については、所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項の規定をどこまで適用することができるかという論点が存在する。

同条は、「同一の金融機関に同一の外国通貨で行われる預貯金の預入」については、外貨建取引には該当しないという規定であるが、これについては、国税庁の質疑応答事例⁽⁹³⁾において、「この所得税法施行令第 167 条の 6 第 2 項…の規定は、外貨建預貯金の預入及び払出が行われたとしても、その元本部分に関しては、同一の外国通貨で預入及び払出が行われる限り、その金額に増減はなく、実質的には外国通貨を保有し続けている場合と変わりはなく、このような外貨の保有状態に実質的な変化がない外貨建預貯金の預入及び払出については、その都度これらを外貨建取引とすることにより為替差損益が認識されることは実情に即さないものであると考えられることから、所得税法第 57 条の 3 第 1 項《外資建取引の換算》でいう外貨建取引からは除かれることを明らかにした例示規定であると解されます」として、外貨預金を同一通貨のまま他の金融機関の外貨預金としたり、同一通貨の現金で引き出したりするような場合は、外貨建取引に該当しないという取扱いとなっている。

(93) 国税庁ホームページ「外貨建預貯金の預入及び払出に係る為替差損益の取扱い」
(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/39.htm>) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

ここで、「外貨の保有状態に実質的な変化がない」とは、どこまでを含むのかという点については、議論のあるところである。

例えば、経済的な実態からして、預貯金と同様の経済的な性質を持つ、安全性と流動性が高いMMFやMR Fなどは、外貨預金と同様に扱われる余地があるのではないかとする見解⁽⁹⁴⁾もある。

しかし、私法上の性質を考えた場合に、預貯金は、物の保管を委託する契約である寄託契約の一種とされている消費寄託契約である⁽⁹⁵⁾ことから、「外貨の保有状態に実質的な変化がない」といえる⁽⁹⁶⁾のであって、外貨建債券やMMFやMR Fのような外貨建債券投資信託を購入したような場合は、外貨現預金とは私法上の権利関係が異なることから、外貨建取引から除かれることはなく、外貨建債券等の時価と、支出した現預金（外貨）の取得時の換算価額との差額が為替差損益として課税対象となる⁽⁹⁷⁾と解釈することが相当であると考ええる。

もちろん、外貨建債券等でも何らかの範囲を定めて、預貯金と同様に外貨建取引から除く旨の規定を設けることが不合理とは思われないが、その場合は、何らかの規定の創設が必要であろう。

他方、金銭の場合はあまり想定されないものの、消費寄託契約に限らず、混合寄託のような他の寄託契約の場合も、「外貨の保有状態に実質的な変化がない」といえることから、所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項の規定の効果が及ぶものと考えられる。

(94) 伊藤剛志「外貨建取引による為替差損益課税の諸問題」租税研究 852 号 238 頁 (2020)。

(95) 我妻ほか・前掲注(68)1385-1386 頁。

(96) 預金債権であることから外貨とは異なる資産と考える余地もあるが、同時に消費寄託契約でもあることから、外貨を寄託の状態を実質的に保有し続けているという側面もあり、所得税課税においては、寄託契約としての保有状態の継続を捉えて外貨建取引から除外しているという規定と考えられる。

(97) 国税庁ホームページ「預け入れていた外貨建預貯金を払い出して外貨建 MMF に投資した場合の為替差損益の取扱い」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/43.htm>) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

(3) 金銭債権の条件変更

また、個人Aが個人Bに外貨現金を貸し付け、後日、弁済を受けた場合は、外貨建取引になるが、弁済期において、そのままの金額で弁済期日を延長した場合、新たな貸付契約として外貨建取引とすべきなのか（つまり邦貨換算が必要なのか）といった事例も考えられるところであるが、これについては、後述する金銭債務の場合と同様、単に弁済期の延長を行うような場合は、私法上、契約の更改（既存契約の終了と新契約の締結）ではなく、既存契約の条件変更と取り扱うことが一般的であることから、契約ごとに私法上の認定が必要であるものの、多くの場合、新契約という新たな資産の流入（＝獲得）ではないため、そもそも、所得税法 36 条の規定する収入金額が実現していないと解されることになるであろう。

2 金銭債務

(1) 金銭債務

金銭債務については、その発生原因が、何らかの資産の取得や役務提供の対価の後払いのためであれ、借入金として金銭を取得したためであれ、その取得した経済的利益相当額が所得税法 36 条の規定から収入金額となるべきところを、その同額の金銭債務が発生することによって純資産増加が生じず、収入金額を計算する必要がなくなるという効果を持つものである。

次に、金銭債務が弁済されるということは、消極的な経済的価値の減少であり、同条の解釈として、「所得税法上の収入金額という概念は、言語学的に本来『収入』が有している意味内容はともかく、いわゆる法概念として所得税法独自の意味内容を有しているとされ、一般には、『外部からの経済的価値の流入』と解されて」⁽⁹⁸⁾おり、さらに、「担税力の指標としての所

(98) 武田昌輔監修『コンメンタール×所得税務積義 Digital（令和 5 年度版）（コンメンタール所得税法 2-2 巻）』3126 頁（第一法規）
(<https://zei-ptl.d1-law.com/cgi->

得の積極的項目をなすものであるから、収入金額をもつて外部から流入する積極的な経済的価値に限定すべきではなく、外部との関係において消極的な経済的価値が減少、消滅すること（例えば、債務の免除を受けること）も収入の一形体⁽⁹⁹⁾と解されていることから、収入金額となると考えられる。

しかし、邦貨建金銭債務の邦貨による弁済の結果であれば、簿価と時価の変動があり得ない邦貨の支出と、時価と簿価が同額であるはずの金銭債務の減少が同額で生じることから、純資産増加が生じず収入金額を計算する必要がなくなる場合にあたると考えられる。

(2) 外貨建金銭債務

一方、外貨建金銭債務の減少の場合、外貨建金銭債務も、弁済に用いる外貨についても、邦貨換算した簿価と邦貨換算した時価が当然には一致しないことから、減少した外貨建金銭債務の簿価相当額の収入金額が生じ、弁済に用いた外貨の簿価相当額が必要経費となり、その差額が為替差損益として雑所得となる。

(3) 金銭債務の条件変更

ただし、金銭債権と同様に、金銭債務をその弁済期にそのままの金額で弁済期日を延長するような借り換えを行った場合、新たな借り入れとして外貨建取引となるかという点について検討が必要である。

これについては、国税不服審判所裁決平成 28 年 8 月 8 日（裁決事例集 104 集 104 頁）において、「外貨建借入金の元本について、一定の基本的な

bin/D1WP_PORTAL/D1WPPrLoginRSS.exe?VBUNSYOID=ct_1_2_02-00_02-00_02-00_02-00_00-00_0042n_00V00004&BOOKNO=1004&SYSTEMCD=D1WP_KAIZEI&LOGIN_TYPE=6&MM=1) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

- (99) 武田昌輔監修『コンメンタール×所得税務積義 Digital (令和 5 年度版) (コンメンタール所得税法 2-2 巻)』3126 頁 (第一法規)
(https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_PORTAL/D1WPPrLoginRSS.exe?VBUNSYOID=ct_1_2_02-00_02-00_02-00_02-00_00-00_0042n_00V00004&BOOKNO=1004&SYSTEMCD=D1WP_KAIZEI&LOGIN_TYPE=6&MM=1) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

借入契約に定められた条件に基づき、引き続き同一の金融機関に同一の外国通貨で借換えが行われた場合のように、借換前の前後における外貨建借入金の内容に実質的な変化がない場合には、その際に計算される為替差損益は単に評価上のものにすぎないと考えられるから、当該為替差損益は所得として実現しておらず、課税の対象となる収入として認識しないこととなる」と示されており、借入契約に実質的な変化があるかという観点での検討が必要となる。

これは、契約が更改され、旧契約が消滅して新契約が締結されたのか、それとも、契約に同一性があるのかという私法上の認定の問題であると思われるが、これに関しては、判例においても「連帯債務者を加え、かつ利率を変更した場合（大判明治 40・12・4 民録 13 輯 1161 頁）、証書を書きかえ、弁済期を新たにした場合（大判昭和 7・10・29 新聞 3483 号 17 頁）、雇用契約において賃金を給料制から歩合制にした場合（大判大正 5・2・24 民録 22 輯 329 頁）、などに更改にならないと判示」⁽¹⁰⁰⁾されるなど、かなりの条件変更を行ったとしても、旧契約が消滅するような更改となることは、ほとんどないと考えられている。

よって、契約ごとに私法上の認定が必要であるものの、収入金額を生じる旧契約（金銭債務）の消滅が起こることはほとんどないことから、多くの場合、外貨建取引の換算以前に、収入金額が実現していないと解されることになるであろう。

3 小括

外貨建金銭債権の弁済においては、実際に取得する外貨の金額の邦貨換算額が収入金額となり、外貨建金銭債務の弁済においては、減少した外貨建金銭債務の簿価相当額が収入金額となることから、対応する必要経費との差額が為替差損益となるという点については、外貨両替の際の考え方と同様であ

(100) 我妻ほか・前掲注(68)1072 頁。

る。

次に、所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項の規定の効果が及ぶ範囲に関しては、消費寄託契約に限らず、混合寄託のような他の寄託契約の場合も、「外貨の保有状態に実質的な変化がない」といえることから、同項の規定の効果が及ぶものと考えられるのに対し、外貨建債券や外貨建債券投資信託などは、外貨現預金とは私法上の権利関係が異なることから、外貨建取引から除かれることはなく、為替換算を行う必要が生じる。

そして、外貨建金銭債権債務に関して、弁済期日の変更等の条件変更が行われた場合に為替差損益を認識する必要があるかという点に関しては、私法上、かなりの条件変更を行ったとしても、旧契約が消滅するような更改となることは、ほとんどないと考えられていることから、契約ごとに私法上の認定が必要であるものの、多くの場合、収入金額を生じる原因となる新契約（金銭債権）の発生や旧契約（金銭債務）の消滅が起こらないため、外貨建取引の換算以前に、収入金額が実現していないと解されることになるであろう。

おわりに

外貨両替を行ったり、外貨建金銭債権の弁済を受けたりした際の為替差損益による雑所得の実現時期は、所得税法 36 条の要件を満たすことによって収入金額が生じることとなるタイミングであり、保有する外貨を支出（金銭債権の場合は金銭債権が減少）して他の金銭（邦貨、外貨を問わない）を取得する場合であれば、新たに取得する金銭についての権利（所有権等）が確定した時点であると考えることが適当である。

また、外貨建金銭債務の弁済においては、減少した外貨建金銭債務の簿価相当額が収入金額となることから、対応する必要経費との差額が為替差損益となるという点については、外貨両替の際の考え方と同様である。

次に、所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項の規定の効果が及ぶ範囲に関しては、消費寄託契約に限らず、他の寄託契約の場合も、「外貨の保有状態に実質的な変化がない」といえることから、同項の規定の効果が及ぶものと考えられるのに対し、外貨建債券や外貨建債券投資信託などは、外貨現預金とは私法上の権利関係が異なることから、外貨建取引から除かれることはなく、為替換算を行う必要が生じる。

そして、外貨建金銭債権債務に関して、弁済期日の変更等の条件変更が行われた場合に為替差損益を認識する必要があるかという点に関しては、私法上、かなりの条件変更を行ったとしても、旧契約が消滅するような更改となることは、ほとんどないと考えられていることから、契約ごとに私法上の認定が必要であるものの、多くの場合、収入金額を生じさせる原因となる新契約（金銭債権）の発生や旧契約（金銭債務）の消滅が起らないため、外貨建取引の換算以前に、収入金額が実現していないと解されることになるであろう。

最後に、収入金額の実現と計上については、純額主義を取るのではなく、所得税法 36 条を忠実に適用することになる総額主義によって新たに取得する金銭の金額（外貨の場合はその邦貨換算額）を収入金額とし、支出する外貨の取得費（取得時の邦貨換算額）を必要経費とするという解釈を明らかにすること

によって、無用の誤解を生む恐れがなくなるものと考ええる。

また、複数回にわたり為替取引が行われた場合の外国通貨の取得費については、判例においても認められている総平均法に準ずる方法で計算することが最も適切であるといえるものの、外貨の取得費の計算方法についての法令が存在しないことは納税者に対して不親切であるので、理論的に最適な総平均法に準ずる方法で計算することを確認する（もしくは一定の要件に当てはまる場合に総平均法を選択可能とする）法令改正が行われることが望まれる。